

第 112 回

食料・農業・農村政策審議会 企画部会

農林水産省大臣官房政策課

第 112 回

食料・農業・農村政策審議会 企画部会

日時：令和 6 年11月 6 日（水）13：00～16：02

会場：農林水産省 講堂

議 事 次 第

1. 開 会

2. 食料・農業・農村基本計画の策定に向けた検討

（我が国の食料供給（農地、人、技術））

3. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

配布資料一覧

資料 1 食料・農業・農村政策審議会企画部会委員名簿

資料 2 基本計画の策定に向けた検討の視点

（我が国の食料供給（農地、人、技術））

参考資料 1 我が国の食料安全保障をめぐる情勢

参考資料 2 食料・農業・農村基本法 改正のポイント

参考資料 3 食料・農業・農村基本法

午後1時00分 開会

○政策課長 それでは定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会企画部会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日は御多忙にもかかわらずお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、磯崎委員、高槻委員、二村委員、堀切委員、吉高委員が所用により御欠席となります。また水戸部委員におかれましては遅れて御参加ということでございます。現時点で企画部会の委員の御出席者は16名となりまして、食料・農業・農村政策審議会令第8条の第1項及び第3項の規定による定足数3分の1以上をそれぞれ満たしていることを御報告いたします。

また、本日の審議会は公開といたしまして、会議の議事録は農林水産省のウェブサイト上で公表いたしますが、委員の皆様には公表する前に内容の確認をいただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の議題でございますけれども、我が国の食料供給に関して、農地、人、技術について御議論いただければと存じます。

それでは、この後の司会の中嶋部会長をお願いいたします。

○中嶋部会長 部会長の中嶋でございます。

本日は第4回目の議論ということになります。16時まで開催ということで、ちょっと長丁場になるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議題に入ります。

はじめに事務局から資料について御説明いただき、その後、委員の皆様の間で意見交換を行っていきたいと思っております。他の委員と同様の御意見であっても御発言いただいて差し支えございませんので、あらかじめお伝えさせていただきます。

それでは事務局から御説明よろしくお願いいたします。

○経営局長 経営局長の杉中でございます。

本日は、農地、人、技術ということで資料2に基づいて御説明をさせていただきます。

まず資料2の3ページを御覧ください。

食料安全保障、このためには国内生産を維持・増大していくということが重要なわけでございますけれども、そのために重要なのは以下の3点であると思います。

一つは、農業生産基盤である農地を確保していくこと。次に農地を利用できる経営体、いわゆる人をしっかり確保していくこと。また、その農地においていわゆる生産性の高い農業をやっていくこと、

これは技術の点です。その3点が重要だと思いますけれども、今回の問題意識は、その中でこの基本計画の直近5年間を考えた場合に、一番の課題は農業者の急速な減少、これに対してどう対応していくかということが最大の課題であるというふうに考えております。

4ページを御覧ください。

以上を踏まえて、農業経営体というのがどういう見込みになるかと、これは基本計画の終わる2030年までを考えますと、2020年と比べて108万から54万と半減する、これは現在のすう勢をベースに推測したものでございます。

また経営体の種類によってその見込みが変わる。法人経営というのは基本的に微増ですね、4万から5万ぐらいと。ただやっぱり個人経営体というのは大幅に減少する中で、準主業と副業、いわゆる兼業農家と言われる人々の方が主業経営体よりも、より大幅に減少していくということが見込まれます。これを見た場合に、こういった経営規模の拡大がないと推測して、単純に経営体が減るということを見ると、2020年に比べて約3割の農地が使われなくなるというおそれがあるという推計になります。

次に5ページを御覧ください。

先ほど言ったように経営体の種類によって、農地の利用の程度が変わっていくということがございますので、法人経営体が多いところというのは影響がないんですけれども、いわゆる個人事業主である主業経営体、あと準主業経営体等が多いところについては、作付面積というのは大幅に減るリスクが高い。右側の副業的経営体と準主業経営体の年齢構成を書いていますけれども、これは主業経営体と比べても高齢化が進んでいて、今後急速に減少していくであろうということが推測されます。

そう考えますと、特に副業的経営体、準主業経営体の比率が高いコメ、果樹等について、経営体が大幅に減少していくということが推測されますので、品目によっていわゆる経営体の減少の程度が異なるということを考慮する必要があるだろうと考えております。

次に6ページを御覧ください。

経営体が減るということについては、新規就農施策ということを我々取り組んでいるわけですが、この状況も品目によって異なるということを指摘をさせていただきます。

左側のグラフにあるように、新規就農者というのは当然、若年層の労働力というのは減っていきますので、今減少傾向にあるわけです。その中で特に、いわゆる親元就農と言われるものが減少しております。

また一方、いわゆる外部から入ってくる新規参入というのは、ほぼ変わらないか微増傾向にあるんですけれども、その内訳を見てみますと、いわゆる野菜というものが約半分を占める。これは、野菜

については、年複数回生産できるということと、面積あたりの付加価値が大きいということで、比較的規模が小さい参入であっても、それなりに収益を得られるということが理由であろうというふうに考えております。

以上考えると、新規参入についても品目によって大きく状況が異なる。ただ、新規参入につきましては、いずれにしても先ほど述べたような経営体の減少をカバーするということとはできない見通しだというふうに考えております。

7 ページに全体をまとめたものがございますけれども、以下、個別の品目について後ほど分類をさせていただきます。

以上を踏まえて、まず導入部分の問題意識ということなんですけれども、農業者が急速に減少する中で、農地を適正に利用する人をどう確保していくかというのが最大の課題。ただ、それを考える場合には、経営体の減少の状況と、あと新規参入の状況というのは品目ごとに大きく異なりますので、経営体の確保ということにつきましては、主要な品目ごとに、まずは既存経営体をどう規模拡大して農地を利用していくのか。さらに、これまでやってきた新規就農施策どうするのか。それができないときには外部から企業等の新規参入をどう確保していくのかということを切れ目なく検討することによって、農地の適正利用というのを確保していくということが重要だと。

さらに施策的には、いわゆる食料安全保障ということを考えますと、どれだけ物を生産していくかということを考えると、今述べたことに加えまして、今ある農地でどれだけ単位面積あたりでの生産を増やしていくのかということ。また、1 人の労働時間あたりの生産をどう増やしていくのか、いわゆる生産性の向上、これを組み合わせることによって国内生産というのを確保していく。

さらに農業の発展ということを考えますと、収益性というところが非常に重要でございますので、単位面積あたり、収量あたりの付加価値をどう確保していくのかということを施策として取り組んでいく必要があるというふうに考えています。

以下10ページ以降は、主要な品目ごとということで、今回は、本当はもっと細かくやればいいと思うのですが、四つの分類に応じて分析をしております。

一つは、コメ・麦・大豆等の土地利用型作物でございます。

この10ページに書いてあるように、既存のトレンドの推計といった場合には、60万から27万経営体に減るということで、このままの経営で規模拡大をしなければ、約70万haの農地の利用ができなくなるというおそれがある。

次に11ページを御覧いただきたいんですけれども、いわゆる規模拡大、新規参入等を考えますと、この土地利用型作物については、幸いなことに比較的堅調に規模拡大が進んでおりまして、2010年か

ら2020年で約1.5倍の規模拡大が進んでおります。一方、新規就農につきましては、いわゆる親元就農が多いんですけれども、いわゆる新規参入の外部からの就農というのは非常に少なくなっています。これはやっぱり年一作ということで収益機会が少ないということと、あと面積あたりの収益が低いということで、右下に書いてあるように、コメの例ですけれども、大体15haから20haの経営をしないと収支が成り立たないということで、新規参入者もある程度、規模がまとまった段階で入っていく必要がある。そこに難しさがあるのではないかというふうに考えております。

次に12ページを御覧ください。

以上考えると、コメについての農地利用を確保するためには、既存経営体の規模拡大というのをもっとやっていくということが必要であると考えておりますけれども、その場合の一番の課題は、農地の集積が進んでも分散がされてきて効率的な営農ができない。やはりどうやって集約をするかということが大きな課題になっています。

また技術につきましても、土地利用型は比較的進んでいるんですけれども、生産現場への普及ということが進んでいないということで、ほかの国と比べた場合に土地利用型作物の生産性というのはかなり低いというのが実態でございます。

以上を踏まえまして、土地利用型につきましては、農地利用を確保するためには、まず1経営体あたりの経営面積を大幅に拡大するということと、比較的資金力のある者に参入をしてもらうということ、それと併せてスマート農業の生産性向上を確保していくということが重要だと考えています。

いずれにしても、それを実現するためには農地の集約化ということがキーとなっていきます。そのために後ほど説明をしますけれども、地域計画を活用して農地の集約を進める、また、必要な基盤整備を行うということが重要になってきます。また経営体の規模を拡大していくといった場合には、受け手となる経営体の経営力ということを高めるということが重要になってきます。またそれに併せてスマート農業というのを本格的に条件整備をして導入をすることで、少ない農業者で大規模な経営を確保していくということが重要だと考えております。

次に14ページ、野菜。

これ実は露地と施設でかなり大きく異なるんですけれども、野菜の場合は、ほかと違うのは主業経営体というのが大幅に減少しているということが指摘をされます。ただ、法人というのも徐々に増えてきておりますので、法人の増加によって生産減少の影響というのはほかの作物に比べると比較的少ないというふうに予想されます。

次に15ページを御覧いただきたいんですけれども、規模拡大と新規就農でございますが、露地については法人、主業経営体の規模拡大というのが徐々に進展しているというふうに思います。また、野

菜についての特筆すべきところは、いわゆる外部からの新規参入という新規就農の約半分が野菜でございます。これは、年に複数回生産できるということと、あと面積あたりの付加価値というのが大きいので、新規参入を一番しやすい分野だというふうに言えると思います。

一方、こういった面積あたりの付加価値ということを考えますと、面積あたりの単価を抑えて、大ロットで生産をする必要がある、いわゆる加工・業務用野菜、これは今後、需要が大幅に拡大していくと予想されますけれども、そこには必ずしも向いていないという課題があります。

そうした場合の野菜の課題で16ページなんですけれども、一番の課題はやっぱり生産性をさらに向上していくということが重要なんですけれども、特に収穫等について機械化が進んでいない、これがさらなる規模拡大とコストの引下げの阻害要因になっていると。

施設につきましても、いわゆる環境制御のスマート農業技術というのは進んでいるんですけれども、やっぱり収穫みたいなものについては十分進んでいないということを考えると、こういった野菜、特に加工・業務用野菜については規模拡大、特に集約化をすることによって生産性を上げるということとスマート化によるコスト削減というのが求められるというふうに考えております。

以上を考えて、17ページのまとめでございます。野菜については、新規就農、新規参入が比較的順調に進んでいる分野でございますけれども、併せて規模拡大をする。特に加工・業務用野菜については、地域計画に基づいてやっぱり集約化された産地というのをつくっていくということと、施設野菜の規模拡大はどちらかというと資本の問題でございますので、法人等の経営基盤強化を図ることによって規模を拡大していくということ、あと、労働力の確保に加えまして、やはり収穫技術等というのを実現化をしていって、それによって規模拡大等の制約を取り除いていくということが重要になるというふうに考えます。

次に18ページ、果樹でございます。

果樹の経営体ですけれども、これ法人が微増のほかはほぼ横ばいで、個人、主業経営体については大幅に減少しているということで、全ての経営体分類で減少または横ばいということでございますので、このままでいくと2030年の経営面積は約5割弱、約半分ぐらいになってしまうということが推測をされます。

次に19ページ、規模拡大と新規就農でございますけれども、規模拡大については法人経営については規模拡大はある程度進んでいるんですけれども、全体的に見た場合の規模拡大の程度というのは比較的低い。また新規就農につきましても、野菜と比べると非常に少ないという実態があります。これはやっぱり果樹につきましても未収益期間が長いということと、あと季節的に労働力を大量に必要とするということがございますので、そういったことを乗り越えるというふうに課題があるということ

がリスクになる。

以上を考えると、果樹につきましては、規模拡大、新規参入ということは期待できないという状況でございますので、大幅に生産が減少するリスクがより強くあるというふうに考えております。

一方、右下にある果実というのは、今価格が非常に高くなっていますので、参入をして未収益期間等の課題をクリアできれば、収益を上げるということはできるというふうに考えておりますので、チャンスはあるというふうに考えています。

20ページ以降、果樹の課題ですけれども、まず一番の課題は、やはり傾斜地が高いので労働条件が非常によくないということで、労働生産性を非常に上げにくいということが挙げられます。また先ほど述べたように、短期に労働ピークが集中すると、短期間に労働力を大量に集めなければいけない。労働力を機械で代替するというのが今期待されているんですけれども、いわゆるスマート農業技術、収穫、剪定とか、大きな労働力を必要とするんですけれども、それが著しく遅れているということが挙げられます。

以上考えますと、21ページに書いていますように、果樹につきましては、規模拡大、新規就農・参入、生産性向上の全てに課題を抱えておりまして、抜本的な施策の強化が必要ではないかというふうに考えております。

そのためには、労働条件、地理的な条件をよくすることが重要でございますので、地域計画を活用して基盤整備を行うとか、それでできないところについては樹園地等、より条件がいいところに移転をしていくというようなことによって、より生産性の高い果樹産地を育成していくということが重要だと。

また、やはりスマート化というのを進めて、これもいずれにしても現在の産地での改修が必要になってきますので、そういった新しい果樹団地で、スマート化、省力樹形の導入等を行うことによって生産性の向上を図るということと、あとやっぱり経営体の数が大きく減っていくということが課題になっておりますが、未収益期間等の条件をクリアするためには、資金力がある法人等の参入をどんどん進めていくということを含めて、制度も含めた支援のあり方を検討していくということが必要だと考えています。

4点目に飼料作物でございます。22ページを御覧ください。

飼料作物の問題というのは、現在は畜産経営による自給生産が主体となっていて、ほかの作物と違って、作った牧草を売買するということが広く行われていないということが課題になっています。こういった自給生産ということで、畜産経営が自給飼料を作ることが主なんですけれども、畜産系自体の規模が拡大をしておりますので、自ら生産をすることが難しくなっている。生産の外部化と

というのが重要になってきている、そういう状況の中で、飼料作物の作付面積、また単収いずれも下がっているというような状況でございます。

23ページでございますけれども、自給、食料安全保障ということを考えますと、畜産農家の必要とする飼料作物を国内で供給していくということは大変重要だと考えます。そのためには、まず、やはりコスト削減ということと、あとしっかりとした耕種農家による飼料生産を行える体制をつくるということが重要でございます。そのためにも地域計画に基づいて集約化した飼料産地を育成をしていくということが重要。

あと外部化という観点からコントラクター等の飼料生産組織というのを作って外注できるようにする。またスマート農業技術につきましても、これを飼料生産に使えるような形での技術開発を進めていくということが重要だというふうに考えます。

以上、農業構造に関わる品目ごとの分析をさせていただきました。

今後でございますけれども、今の話を考えますと、やはり農業者が減っていく中で、いわゆる受け手、担い手等にどう集積・集約をしていくかということが重要になりますので、基本計画の中でもそのあたりの目標というのを考えていくことになるのかと。

ただ、これは次回以降行われます主要な品目についてどれぐらいの生産量を目指すのかということと、あとその品目ごとにどれぐらいの生産性向上を図れるかということと併せて検討していくことになるというふうに考えています。

またこれらと併せまして、品目全体、あとは主要な品目ごとに農業経営体数がどれぐらいになっていくのかと、また農業経営体の規模拡大というのはどういうふうに進むのかというような、将来の農業構造の見通しということも検討して御議論いただければというふうに考えております。

以上、前半が終わりまして、後半の施策部分に移らせていただきます。

26ページ以降でございます。

施策につきましては、主要なところでどうやって集約を進めるのかと、どうやって受け手を育成するのかということと、最後の生産性向上等について説明をさせていただきます。

まず26ページは、農地を適正に利用するための方策として、今、地域計画をどううまく運営していくかということについて説明をさせていただきます。

皆さん御存じだと思いますけれども、令和4年の基盤強化法の改正によって、農地の集積・集約化というのは地域計画をベースに行う。その中身としては、市町村がまず協議の場というのを作りまして、農業者、JA、土地改良区、農業委員会などの関係者が集まって、将来の地域ビジョンをつくる。その中で農業委員会が中心となって、10年後誰が農地を使っていくのかという目標地図というのを作

る。これと併せて地域計画を作成をして、この地域計画に基づいて農地バンクが集積・集約というのを行っていくと、そういうことになっております。

27ページ、現在の地域計画の状況でございますけれども、7月末までに協議の場を設置することを求めておりましたが、7月末段階では81%。2割が協議の場を設置できていない。7月末段階では目標地図を12月末までに作成することを求めていますけれども、7月末段階で20%。あと地域計画の作成に必要な公告まで行ったものが3%ということでございます。

今後、こういった若干遅れているところのスピードアップも図って、3月末までに地域計画をつくっていききたいというふうに思っています。

28ページの地域計画でございますけれども、当然これは地域によってばらばらでございますので、左側に出ているように、将来の農地利用というのがしっかり決まっているところと、多くの地域では、右側にあるように受け手が決まらずに、色が塗っていないということは白地と我々呼んでいますけれども、将来の農地利用が決定されていない農地がたくさんある地域というのが出てくる。また色が塗られていても、現在、耕作している人がそのまま耕作を続けるというようなものが相当部分出てくるのではないかとこのように思いますので、この地域計画をベースに、さらなる施策の充実を図りたいというふうに思っています。

29ページで、地域計画はまだ作成途上でございますけれども、課題は何点か見えてきております。

一つは、やっぱり地域での話し合いというのが何よりも重要でございますので、地域の土地をどう使っていくかということの話し合いを抜きに決めることはできないんですけれども、現在のところ話し合いを十分に行うために、全体で2万2,000地区を想定しますけれども、非常に規模の小さい地区が発生をすると。地域が小さいとどうなるかというと、その中に受け手がないということと、あまり小さいと地域としての将来の農業ビジョンというのを決めるには小さ過ぎるというようなことの問題が挙がっています。

また、地域計画の策定の議論の中でも明らかになっているのが、不在村の土地持ち非農家の問題があります。不在村の土地持ち非農家というものは、地域計画の参加を求めるということも難しいんですけれども、こういったところが将来増えてくると、将来の農地利用に非常に関心が低い層が増えるということが集約化の阻害要因となっていくということが予想されます。

またもうちょっと技術的な話ですね、我々が気づかされたというのは、果樹の樹木であるとか、ハウスのような農地の上に立っているものというのが集積・集約の阻害要因となっている。既存の農地の集積というのは、どちらかというと農地自身を考えていますけれども、こうやって上物のある農地というのは、動かすのが非常に難しいということも気づかされています。そういう中で、廃樹園地で

あるとか、廃ハウスとかというような上物で営農をやめるといったことが遊休化の原因となるということが想定されます。

以上を踏まえて、検討の視点ということですが、話し合いを行っている地域計画をさらに発展させていくことが必要だろうと。先ほど述べましたように、全ての品目で集約化というのが非常に重要だというふうに我々は考えています。これを地域に落とすということかというのと、品目別の団地化を行って、品目ごとに集約化された産地をつくっていくということが必要だというふうに考えています。

そういうことを考えますと、現在の地域計画をさらに進化をさせて、誰に農地を集約するのかということだけではなくて、この地域はどの品目の産地にしていくのかという視点も加えた地域計画を核とした産地づくりというのが必要だろう。それをやっていくためには、やはり個人の力では難しいので、自治体が新規参入を誘致しやすくするように、あらかじめ整備された農業団地を育成して、そこに外部からの参入というのを誘致していくといったような新しい取組が必要かなというふうに考えております。

また不在村の土地持ち非農家につきましては、やはり不在村化が起こってしまって年数が経つと、その所有農地を利用につなげるというのは大変難しいというふうに考えておりますので、地域計画の枠組みの中で、所有者だけではなくて相続人までその意向を確認するという仕組みをつくって、相続前において権利移転を促進するような仕組み、また相続発生の時点で、農地の適正利用をちゃんとできるのかどうかというのを確認をして、その段階での農地利用につなげるという新しい方策を検討する必要があるのかなというふうに考えています。

また果樹・施設園芸対策でございますけれども、先ほど言った上物というものがございまして、課題としては、集約化による産地づくりというのを移していくというところの老木の抜根とか施設の撤去というものも併せて行っていくということも検討する必要がある。その上で果樹につきましては、外部から新規参入を進めるというための措置というのを検討する必要があるというふうに考えております。まず1点目でございます。

次に30ページに、農地利用の適正化の二つ目の課題として基盤整備でございます。

基盤整備につきましては、農地の有効利用するためには基盤整備をしていないところというのはなかなか使ってもらえないということが明らかになっています。また基盤整備のもう一つの課題としては、農業用排水施設のような形で、これはインフラとして重要なものですが、老朽化が進んでいる。その維持管理というのが地域・農業者共に負担になってきているというものでございます。

また昨今、気候変動等によって予期できぬ災害というのが増えていて、それが営農継続の支障にな

っているというのが課題になっております。

以上を踏まえまして、31ページでございますけれども、まず基盤整備が行われていない農地というのは、いわゆる先ほど言った白地農地になっていくということが非常に可能性が高いと思っておりますので、緑色の右側の最初の丸にあるように、地域計画と連携をして基盤整備を行っていくということと、農地の大区画化等によってスマート農業を導入していくというようなことが重要だろうというふうに考えております。

また克服すべき課題の二つ目にある農地の受け手の非常に重要な課題は、水管理というのをどうしていくか。これは受け手にとっては、水管理までやるというのはかなり厳しいという意見。一方で、集落というのが共同活動がかなり難しくなっていて、今までのような集落ベースの水管理というのが難しい。

また、基幹的な用排水施設については、老朽化による管理コストをどうするかというような課題がございますので、検討の視点の二つ目にあるような形で、まずは維持管理にお金のかからないように省力化を推進するということと、そういった用排水の管理等についての役割分担をどうするかということをも明確化していくことが必要。また更新ですね、これを進めていくという、それに併せて施設の集約・再編等を行っていくということが重要。

また災害については、これを未然に防止するとともに、起こったときの改良復旧を速やかに行えるということを行っていく。こういうことでございますので、農地中間管理機構関連事業の拡充とか、国等の発意によって必要な施設更新の整備を行える仕組みを導入するといったような土地改良法の見直しについて、令和7年の通常国会に法案を提出する予定で準備をしているところでございます。

次に、こういった重要なのは受け手の体制整備ということが重要でございます。

32ページを御覧いただきたい。

これは検証部会で出した資料をさらに拡充したものでございますけれども、農業法人については、いわゆる他の中小企業と比べた場合に非常に経営基盤が弱い。今回新たに売上高営業利益率とか、右下の総資本回転率といったような資料を追加をしましたけれども、いずれを比較しても資本の蓄積が足らず有効活用されていない。今後、農業法人等は規模拡大していくという中で、規模拡大と併せて強い経営基盤をつくるということが課題となっています。

33ページを御覧ください。

ただ、現状を見ますと、33ページの上にも書いているように、ちゃんと経営管理ができていない。このいずれの例も、売上重視での収支管理ができていないために倒産をした事例でございます。そういうことを考えますと、経営管理というのは重要。これは民間金融機関などからの出資・融資を受ける

ためにも、透明性の高い会計というのをちゃんと提示をして、それに基づいて経営基盤を強化していくということが必要だというふうに考えています。

そういう観点から、同様な問題意識は一般の中小企業もございますけれども、こういった会計ルール統一というのは我々重要だというふうに考えておりますので、これにつきまして中小企業につきましては、税理士会とか公認会計士会とか幅広い人の参画をした会計ルールというのをつくっておりますけれども、農業につきましても法人協会中心につくっているんですけども、これについての普及というのは必ずしも十分ではないというふうに考えます。

以上考えますと、34ページでございますけれども、やはり経営指標というのを明らかにして、強い経営というのをつくることが重要だろう。そのためには、やっぱり透明性の高い会計ルールというのを農業についても導入していくということが必要だと思いますし、それに基づいて必要な出資を行っていくということを施策的にも進めていくことが重要だろうというふうに考えております。

次に35ページでございます。

受け手側のもう一つの問題としては、労働力の確保というのが重要な問題になっております。

今、人材獲得というのが全産業の共通の課題となっておりますので、農業分野で労働力をどう確保していくか。そういう観点から基本法におきましても、雇用環境の整備ということが国の取り組むべき施策として位置づけられました。同様の仕組みは、いわゆる外国人についても雇用環境を改善していくというような観点も踏まえて制度の見直しを行われている。

今、労働力については、農水省の方で有識者の検討会を行っているところで、下に書いてあるものは一部なんですけれども、農業については、多くの労働関連法令について特例が設けられている。労働基準についてはいわゆる労働時間、残業とかそういうものについて農業全体が適用除外になっている。また労働保険、社会保険につきましても、5人未満の経営体については任意加入になって適用除外になっている。同じような適用除外は、労働安全衛生についてもございます。

36ページにつきましても同じように、外国人の雇用というのは重要性が増していく中で、制度の見直しが行われておりますけれども、労働環境をどう改善していくかということが重要になっている。

以上を踏まえて37ページでございますけれども、労働関連法令につきましては、やはり今、特例が多いという反面、一般的に低賃金かつ労働環境の悪い職業というふうに認識して、それが労働力、従業員の確保を難しくしているんじゃないかと。また労働安全衛生につきましても、死亡事故率というのが増加傾向にありまして、環境整備が急務だと。また労働の問題としては、季節性の問題、また女性や外国人等、新しく入ってくる人たちに、より入ってもらいやすくすることが課題となっております。

そういう観点から、検討の視点ですけれども、労働関連法令については特例の考え方につきましては、これは厚労省と連携をして必要な見直しに向けた議論を行いたいというふうに考えております。ただ、それを実現するためには、農業分野で社労士をもっと活用しやすくするとか、労働の作業安全のことで環境整備を進めていくというような施策も必要だろうというふうに考えております。

また短期労働者の確保であるとか、通年雇用をどう確保していくかというようなこと、また外国人、女性等について重要なのは、キャリアパスをしっかりと示していくというようなことも取組が必要だろうというふうに考えております。

次に38ページです。

これも受け手対策として、思わぬ災害・事故等が起こったときに経営破綻すると、より地域農業に大きな影響が出ますので、セーフティネットの対策というのも非常に重要になってくるというふうに思っております。今、収入保険、これ徐々に加入者が増えてきておりますけれども、近年若干伸び悩み傾向にあるというふうに考えております。

次に39ページです。農業共済、この中の収穫共済でございますけれども、これにつきましては、加入者が近年、農業者の減少等とともに急速に減少しております。また、より深刻な問題としては、損害評価、これを農業者から任命される損害評価員というのが行っていますけれども、この高齢化が進行してきて、現在の仕組みでこういった評価を行う人というのを確保することが困難になってきているということがございます。

また、40ページにございますように、農業者が減っていくという中で、保険制度のいわゆる大数原則が働かなくなっていくということが予想されますけれども、そういう中で類似の制度というのが数多く存在しているといった問題もございます。

以上を考えますと、41ページ、セーフティネットにつきましては、まずは比較的管理コストが低い収入保険というのに加入促進を重点的に行っていく必要があるだろうと。

次に収穫共済につきましては、災害への備えとしての機能を発揮できるように、収入保険との関係も含めて制度を抜本的に見直す必要があるだろうと。

さらに中長期的には、類似制度の集約も含めたセーフティネット対策の全体のあり方が必要だろうというふうに考えております。

次に、資金ニーズへの対応ということで、42ページを御覧ください。

これは生産性向上と受け手対策両方にとって必要でございますけれども、近年規模拡大であるとか、例えば基本法でも食料システムというのをやっていますけれども、農業をやるためには加工・流通と切っても切り離せなくなっているというところで、農業分野の融資というのは拡大傾向にございます。

この課題は、そういった拡大ニーズというものとして、主に日本政策金融公庫の使途の拡大、資金の拡大等によって対応してきましたけれども、この特殊法人としての事務の雇用者の確保とか、そういった問題もございますので、さらなる拡大には限界があるということで、やっぱり民間資金を確保しないといけない。

一方、43ページでございますけれども、民間資金につきまして、制度資金である農業近代化資金とございますけれども、これはピークのときから84%減少して、ほぼ使われなくなっている。こういった理由について調べておりますけれども、やはり使い勝手が悪い。借入限度額が小さいとか、農地の取得には使えないとか、償還期限が短いということと、あと行政の手續に非常に時間がかかるといったようなことが指摘をされています。

以上を踏まえて、資金ニーズの拡大につきましては44ページですけれども、まずは民間資金、特に農協系等についての民間資金をもっと使えるようにするということが必要だろう。そのために、いわゆる民間金融機関をベースとした制度資金のあり方というのを検討して、もっと使い勝手をよくしていく。さらにその対象としても、基本法で進めた食料システムという全体について必要な資金を融通していくという取組が必要だろうというふうに考えております。

○技術総括審議官兼技術会議事務局長 技術会議の事務局長でございます。

技術と知的財産の関係部分につきまして、私の方から説明いたします。

45ページを御覧ください。

まずスマート農業技術の開発・普及についてであります。

一つ目のパラにありますように、農業者が減少する中で生産性の向上を図っていくには、スマート農業技術の活用が不可欠でございますけれども、これまでの国の実証事業の結果から、従来の栽培方式のままでスマート農業技術を導入しても効果が十分に発揮されないということが明らかになっております。

また2パラ目でございますけれども、農地情報あるいは気象情報、生育予測プログラムなどのデータを提供している農業データ連携基盤、WAGRIと称していますけれども、これを活用したサービスの提供も始まっていますが、データを活用した農業を実践している担い手の割合は現状6割弱という状況でございます。

また3パラ目ですけれども、先ほど来説明がありましたように、果樹や野菜など技術の現場ニーズが高いけれども、この開発・実用化が不十分な分野が存在しているという状況でございます。

46ページをお願いします。

スマート農業技術の普及には農業支援サービスの活用が有効でございますけれども、実際に現場で

活用ができている農家の割合は64%ほどということで、この農業支援サービスの拡充を図っていくことも課題だというふうに考えております。

またその下でございますけれども、農業機械については、右下に図を書いていますけれども、全農が機能を絞った上で大量発注・共同購入するということで低廉化に取り組んできております。さらに今後は、サービス事業の利用を通じたコスト低減も推進していく必要があるというふうに考えております。

47ページを御覧ください。

ページ右側の検討の視点を御覧いただきたいと思います。

まず一点目でございますけれども、スマート農業技術の普及に当たっては、技術の導入効果を発揮させる栽培方式の確立・転換、これを併せて取り組むことが必要だということです。

それから、WAGRIの活用等を通じました農業者によるデータ活用、これを促進して生産性向上を図ることが重要だというふうに考えています。

また3パラ目ですけれども、開発面では、スマート農業新法に基づく重点開発目標に位置づけた技術について、農研機構と民間事業者の役割分担の中で開発・供給期間も短縮をしつつ、ユーザー目線での技術改良に取り組むことが必要と考えております。

さらに中山間地域をはじめ生産現場でスマート農業技術を効果的に活用するには、このサービス事業者の存在が重要でございますので、収益性を確保できるモデルの育成等を通じまして、このサービス事業者の育成・確保に取り組むことが重要だというふうに考えています。

そして最後でございますけれども、コスト面では引き続き共同購入等の取組を進めてまいりますけれども、サービス事業者の活用を通じた機械の所有からサービス利用への転換、こういったことも含めまして、さらなるコスト低減を推進することが必要と考えております。

続きましてスタートアップによる技術開発・実装についてであります。

1パラでございますけれども、社会課題の解決に有用な新技術を有して、新しいビジネスを創出するポテンシャルの高いスタートアップの役割は、この多くの課題を抱えております農業・食料分野においても非常に重要だというふうに考えております。

一方で、農業分野のスタートアップは、その特性から、他分野に比べて資金の流入が少ない、あるいは社会実装に至っているものも少ない状況にあります。

49ページを御覧ください。

そういった中で、右側の検討の視点でございますけれども、まず、1パラ目でございますけれども、スタートアップの事業目的を明確化した上で、農業分野の特性を踏まえた全体戦略の構築、それから

成長の各段階における戦術の企画・実行に対する支援策の体系化・充実が必要だというふうに考えています。

また2パラ目以降でございますけれども、実用化社会実装に向けて、研究設備が充実した研究機関との連携、あるいは大規模実証やその後の事業化の段階での資金調達に対する支援、さらに出口戦略を含めたビジネスモデルや知財戦略に精通した人材確保を後押しする施策、こういったところを推進することが必要だというふうに考えております。

続きまして、50ページでございます。

品種開発でございます。

食料の安定供給に向けまして、さらなる多収化、省力化に資する品種開発が不可欠でございますし、先ほど来お話をしておりますスマート農業技術に対応した品種開発も求められております。

また気候変動等に起因する高温障害あるいは病虫害による収量低下が大きな問題になっておりますので、これらに対応する品種開発ニーズも非常に高い状況でございます。

他方で3パラ目にありますように、品種開発、それから普及にはコストや非常に長期間を要していると、こういったところが課題となつてございます。

51ページを御覧ください。

右側でございますけれども、以上を踏まえた検討の視点です。

まず、多収化、高温耐性、スマート農業技術あるいは環境負荷低減等の社会課題の解決に資する革新的な新品種の開発が必要だというふうに考えています。また、開発品種を迅速に普及させるために、開発段階から産学官連携による取組を推進することが重要だというふうに考えています。

また二つ目のパラですけれども、AI等の最先端技術を活用した育種技術の開発により、品種開発を加速化していく、これも重要な課題だというふうに考えているところでございます。

続きまして、知的財産でございます。

52ページでございますけれども、農林水産物・食品の付加価値向上のためには、品種や栽培技術あるいは食文化など、優れた知的財産の創出とその保護・活用によるブランド化が重要でございます。

しかしながら2パラ目でございますけれども、現場においては、伝統的に国内・地域内での普及・共有が重視されてきている中で、品種や技術を守る、さらにブランド化するといった意識あるいは実践が不十分な状況にあります。

また3パラ目にありますけれども、デジタル化などに伴う新たな流出リスクも顕在化している状況でございます。

他方で3パラの最後ですけれども、品種登録出願件数、これは競争力の源泉になる新品種でござい

ますけれども、この出願数が減少傾向にあるということでございます。

53ページをお願いします。

こういった状況を踏まえた検討の視点ですが、右側でございます。

1パラ目ですけれども、国外まで俯瞰した知財の保護を徹底しつつ、マーケットニーズに即応した新品種など、新たな知財の開発を進めるということと、ロイヤルティ収入も利用して管理・活用、産地化・ブランド化を推進する必要があるというふうに考えています。

またちょっと飛ばしますけれども、下から二つ目のパラでございます。社会情勢の変化に伴うリスクに対処できるように、品種管理の徹底と侵害・模倣への対応の実効性向上に向けた制度的枠組みの整備や、最後のパラでございますけれども、優良品種の流出対策あるいはブランド管理を両立しやすい苗木のリース方式の導入なども必要と考えているところでございます。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それではただいまの事務局からの御説明を踏まえまして、委員の皆様から御発言を頂きたいと思えます。

皆様の議論の時間を考慮して、誠に恐縮でございますけれども、お一人5分程度での御発言をお願いします。もし時間が後で余ったら、第2巡目の御発言もできるのではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

浅井委員、大津委員、内藤委員、水戸部委員から御発言に係る資料を、それから本日御欠席の二村委員からは事前に御意見を頂いておりますので、配布させていただいております。

それでは御発言のある委員におかれましては、挙手をお願いしたいと思います。それでは浅井委員、内藤委員、山野委員の順番で御発言をお願いいたします。

○浅井委員 ありがとうございます。

それでは私の方、配布資料を添付させていただいております。

タイトルとして「本格的な人口減少時代に求められる農業の構造改革」ということで書いておりますけれども、今回の基本法の改正によって、国民一人一人の食料安全保障というところが掲げられております。そして時代の背景として、本格的な人口減少と高齢化率40%というところが目前に迫ってきておりますので、資料の中では構造転換と書かれておりましたけれども、構造改革をしていくには十分な理由があるのではないかと考えております。

この成り行きに任せたままの構造でいきますと、最終的にその一番の痛みを被るのはやはり国民の皆様なのではないかと考えておまして、構造が改革、変わっていくときというのは少なからず痛み

を伴う方もいるかとは思いますが、早めに段階的にしっかりと準備をしていくことで、その痛みを最小限に抑えていくことが可能なのではないかと考えております。

2番目に戦後の農地改革から約80年が経過して、私が考えるその最大の課題というのは、農地と農業者が硬直化をしてしまって、生産現場においてイノベーションが起きにくい構造になっていることではないかと考えています。そういった意味では、この構造改革の中で農地と農業者の流動性を高めて、そしてスマート農業技術を含めた新しい農業技術を活用しながら、生産現場にイノベーションを起こして、農業が地域の新たな産業の一つとして輸出も伸びて、そして再構築されていくといったところを願って構造改革を進めていただきたいというふうに思っております。

その一丁目一番地はやはり農地でございます。資料の中にも農地に関しては、詳しく構造の転換ということで書いていただいていますけれども、それをどうやって実現するのかというところの方法論、施策のところをより具体的にまたお聞かせいただきたいと思いますけれども、ここからはちょっと御提案ということで、一つはやはり農地バンクに農地の利用権を集約をしていく。そして集約したところで大区画化等の基盤整備をしっかりと行って農地の利用価値を高めていただく。利用価値が高まった農地は、我々農業者にとっては非常に生産性が向上しやすくて貴重で、需要も高まるので、利用されずに放置される可能性というのは低くなって集積率は上がっていくと思います。

例えば三重県の農地バンクは、自ら汗をかいて積極的に農地集約に今取り組んでおります。昨年より農業のビジネスプランコンテストというものを開催して、集約した利用価値の高い農地と優秀なビジネスプランを持った利用希望者の方をマッチングをして転貸して、地域に新たな農業スタートアップを生み出すような仕組みをスタートしてきております。

ただそれを進める上でも、やっぱり一番の障壁となっているものが、地域の中での農地を集約するための合意形成のところにあります。やはり所有権は、所有者の皆様、民法で守られていると思いますので、どちらかというとその利用権の方ですね。こちらを未利用の状態ができるだけ少なくなるように、どういうふうに合意形成をしていくのか。例えば農地の交換分合のような仕組みの制度はあると存じていますけれども、やっぱり利用権のところをもう少し簡易的に交換できるような仕組み、これが農地バンクさんが主導で進めるようなことも検討されていると聞きましたけれども、何か現場でスムーズにそういう集約が進むための仕組みがあるといいなと考えております。

もう一つは税の方です。この農地の利用権の流動性を促すという意味では、これから農地所有者の高齢化に伴って、相続が一気に増加すると予測されます。このタイミングこそが最大のチャンスだと思いますので、このタイミングで農地に関心の低い、無関心の農地所有者の方々に農地の利用権を農地バンクに預けていただく。それをしていただいた方には免税とか減税をするというような形の時限

的措置をされてはいかがという御提案です。

あと固定資産税については、社会資本としての農地を適正に利用されている方には現行の低い農地の固定資産税のままでいいんですけども、やはり適正に利用されていない農地の所有者については、何かしらの罰則に近いような形で固定資産税を高めるというようなことを。今1.8倍という制度があるとは聞いていますが、やはりそれをもう少し抑止力となるように厳しくした方がいいのではないかと考えております。

あとは、やはり農地の転用のところも、熊本の半導体関連のところで一気に農地が転用されてというところもニュースになっておりますけれども、やはり優良な農地の転用はできる限り認めない、一切認めないというような、抜け道を設けないというような制度にしていきたいと思います。

最後に、農地DXの推進ということで、この427万haという農地を適正に維持管理をして、さらに利用価値を高めていくために、その農地の利用価値を評価する仕組みとして、今eMAFF農地ナビの方で農地の所有情報は公開されていますけれども、そこにさらに利用情報、そして土壌情報とかのメタ情報も加えていくことで、より流動性が高まりやすいプラットフォームになるのではないかと考えておりますので、検討いただきたいと思います。

2番目に農業者のところで言いますと、1番目の農地のところの集約・大区画化が進んでいけば、勝手に農業者は集まってくると思います。やりたい人は今でもたくさんいると思います。ただ、農地が空いてこない、いい条件の農地がないのでなかなかチャンスが回ってこないというような状況かと思います。なので、そこは技術や経験の少ない新規就農者こそ、いい条件の農地で営農をスタートできるような仕組みが必要ではないかと考えています。

2番目には女性が活躍しやすい環境づくりというのが重要だと考えておりますので、弊社でも新しく作ったキウイフルーツの農場というのは、マネージャーも社員もスタッフも全員女性というような形で組織で運営をして、非常に活躍してくれているような、そういう農場も出てきておりますので、こういった成功事例をたくさん増やしていくということが大事かと思います。

農業者のところの最後は、幸せな離農をどのように進めていくのか。何歳になっても本当に元気で頑張っていたらいる素晴らしい農業者の方たくさんいらっしゃいますし尊敬しますが、やはりどうしても椅子が空かないと若い人たちにチャンスが回ってこないというところがあります。そういう意味では、本当に好きで死ぬまで農業をされたいという方はもちろんしていただきたいんですけども、やっぱりどうしても責任感とか、やめたくてもやめられない方もいらっしゃると思います。そういう方々に、離農なり事業承継なりを進めていくような仕組みも必要ではないかと思っています。

最後に農業技術のところは、スマート農業技術、法律も施行されて、この技術をきちんと正しく客

観的に評価をする仕組みと、成功事例・失敗事例について共有する仕組みが必要であろうかと思えます。

最後に研究開発のところで、やはり農産物の輸出も伸びておりますけれども、日本として農業技術の輸出、例えばクボタさんも売上げ3兆円のうちの8割は海外の売上げと聞いております。そういう意味では2.4兆円の海外の外貨を獲得している農業技術で、スタートアップの話も先ほどありましたけれども、やはり高度な人材を農業者の方もアグロノミストとして活躍する、そして研究者の人と連携しながら新しい何か産業を生み出していく、そういうようなアプローチを増やしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

続きまして、内藤委員お願いいたします。

○内藤委員 ありがとうございます。

私からは大きく3点ございまして、一つが、本計画を絵に描いた餅に終わらずにスピード感を持って現実の世界に実装していくこと。これが極めて重要であるということが一つですね。スピード感を持って現実の実装すること。

二つ目が、戦略決定のプロセスとしてのボトムアップはいいと思うんですけれども、こういった危機時、緊急時、何か大きく変えるときの戦略の決定、策定というのは、絶対にトップダウンの要素を入れるべきであるというところ。ボトムアップではなくて、トップダウンでの意思決定というのが一定程度重要になってくるというところが二つ目です。

三つ目が、その中でいろいろとKPIとかはあると思うんですけれども、真の意味で、この部局がどうか関係なく、日本の農産業として、つくりたい成功ケースというのを一つでもいいので生み出すこと、一つでもいいから本当の意味での成功ケースを生み出すことというのが重要だと思っています。

この三つを一つずつ補足させていただきますと、一つ目の絵に描いた餅に終わらず、スピード感を持ってということでは、現時点で計画の内容と、今の農業の実態、補助金だとか諸々の制度運用の実態というのは大きなギャップがあると思っています。ギャップがあること自体はある種、素晴らしいことというか、ギャップがなかったら何も変えませんって言っているようなところなんですけれども。

そのギャップで言うと、ちょっと各論になってしまいますが、参考資料として内藤の資料を入れていますが、これ何を言っているかという、今日の発表でもあったとおり、果樹というのは2030年までに、このままいくと9万haなくなるというふうな課題認識を今されている中で、これ企業が大規模

に参入するときに、どういう補助金があるのかを三つ挙げているんですけども、基本的に企業が参入するまともなタイムラインで行える果樹の大規模での新規開園というのは5haが上限になってしまっているということですね。

これが正に、今のまだ絵に描いた餅であるかもしれないですが、こういう方向へ行こうという計画と現実のギャップでありまして、9万haが2030年までに果樹でなくなってしまうから、大規模が重要だという中で、現在は9万ha足りなくなるにもかかわらず、5haまでしか開園ができないというような、こういう大きなギャップが果樹だけにかかわらず、たくさん眠っていると思っています。こういったギャップを1個ずつしっかりとスピード感を持って実装していくことが何よりも重要だと思っていますので、これは果樹ですが、浅井委員がさっき話していた農地集約のところとかも、現実と向きたい方向性のギャップは非常に大きいと思いますので、結局何も変わっていないというような結果にならないように、スピード感を持って実装していくことが極めて重要だと思っています。

二つ目が、ではどうやって実装していくかという中で、全体的に地域計画というものは、やはりどうしてもボトムアップでの色合いが濃くなってしまうと思っています。これはプロセスとしては当然重要なことだとは認識しながらも、やっぱりボトムアップな戦略というものは、別に農業だけではなくて、人間の歴史上いつの時代も、どんなシチュエーションでも、ボトムアップな戦略計画というのは、短期的で保守的で大きな変化を嫌うような視点に偏るものなので、これは人類の性質としてそうだと思うので、今回の我々日本の農業が置かれている状況というのは大きな変化を起こさなければいけない、大きく変えなければいけないという状況なので、性質的にボトムアップと相性が悪いとは思っています。

なので、地域計画自体はプロセスとしては素晴らしいと思うのですが、出てきたものをそのまま正とするわけではなくて、今日の資料の24ページのような、どのような品目をどの産地でこういった量を作らなきゃいけないのかというような、トップダウンでの戦略とボトムアップで上がってきた地域計画を擦り合わせることで、この作業を綿密に丁寧に大胆に行わないと、このボトムアップの計画というのは、逆に何か大きく変わることを阻害するような既成事実となることを懸念しています。これが二つ目ですね。

三つ目が、そんなことを言っても、やっぱり行政のあり方・仕組みというのは、どうしても幅広く、大きないろいろなものをカバーしようというな、そういった方向になるというのは、これも本質的にそうだと思いますので、そんな中で何は譲れないかというふうに考えたときに、これはKPIなのか、目標指標なのかは置いて、日本の農産業として真の成功ケースというのはこういう状態ですよというのを提起した上で、一つでも二つでも、意地でも、何があってもそういった成功ケースをここから

の5年でつくり出していくというところは明示化できるのではないかなというふうに思っています。

では、真の成功ケースは何なのかというと、いろいろとやらなきゃいけないこと、例えばアグリテックを普及させるだとか、農地を集約させるだとか、いろいろあると思うんですけども、今回のこの構造転換で何を言っているかということ、日本の農業というのは、これまで衰退産業で、供給を増やそうにも増やせない、需要も減っていく、そういった中でなかなか拡大ができなかったところを、農水省としても旗を上げている輸出によって需要が拡大していけば、需要が伸びているのであれば、本来であれば供給を増やすことができ、なので新たな輸出を取り込みながら、特定の産地、特定の品目の生産量がV字回復を始めて、そのV字回復をする過程で大規模化だとか、生産性の高いような農法が導入されることで、必然的に、先ほどあった収益性が低いということも改善されて、収益性が改善されながら生産量がV字回復し、投資をさらにできるということは利益が生まれているので、そうすると自然的に民間の企業だとか資本だとか人材が入ってきて、そうするとどんどん、どんどん地域が自立的に成長し続けるようなサイクルが回るような、こういった、別に定義はこれじゃなくてもいいんですけど、真の意味での本質的な農業、我々の産業にとっての成功ケースは何かを提示して、それを15個、20個幅広くというよりは、もう1個でも2個でも絶対に5年間で成功させて、それを全国に広げていくというような、幅広くだけではなくて選択と集中、そしてそれを全国展開にというようなところは何としても明示的に入れるべきなのかなというふうに思っています。

以上ちょっと長くなりましたが3点、スピード感とトップダウンと、一つでもいいから本当の意味での成功ケースを5年間で絶対に目指して、それを展開していくというところを計画に織り込めればいいかなというふうに思っています。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

山野委員、お願いいたします。

○山野委員　ありがとうございます。JA全中の山野でございます。

私の方から3点、意見を申し上げたいと思います。

まず1点目は、地帯別の検討の視点の必要性でございます。

今回の資料では、品目別の現状分析をされておりますが、地帯区分によっては実情に大きな違いがあります。例えば13ページにおいて、土地利用型作物の生産性確保について農地の集約化、大区画化、大規模経営体の支援が示されております。平地ではそうした方向性が示される一方、中山間地域や都市的地域では、これらの視点では生産基盤の維持は困難であり、それぞれの特色を踏まえた別の施策の検討が必要だと考えております。

特に中山間地域については、農家数、農地面積、農業産出額が約4割を占める一方、小規模圃場も

多く、大型農機の活用が困難、集落営農が盛ん等の特徴がございます。その現状を踏まえた課題と対応策の検討が食料安全保障を確保する上では不可欠と考えております。

また、農地の大区画化等の基盤整備には一定の時間がかかります。そうした効率的な農業構造に至るまで、農業者の急減が見込まれる中、どのように農地を維持するか、そのような目線も必要ではないでしょうか。

2点目はセーフティネット対策でございます。

個人、法人にかかわらず、農業を担う者を確保する上では一定の所得を安定的に確保することが必要不可欠です。特に異常気象や災害が頻発する中で、セーフティネットの重要性は増しております。

41ページでは、中長期的なセーフティネットのあり方について、収入保険への加入が伸び悩んでいること等を踏まえ、類似制度の集約も含めての全体のあり方を検討すると記載されております。しかし、集約を検討する前に、まずは収入保険への加入が伸び悩んでいる理由を検証することが必要ではないでしょうか。

また現行の制度は、対象品目ごとの特徴、課題を踏まえて措置されております。例えば野菜価格安定制度については、需給調整機能も果たし、野菜の価格と経営の安定に寄与しております。農業者が急減することを最大の課題として挙げる中で、中長期的な制度のあり方の検討に当たっては、集約を前提にするのではなく、経営安定の観点からどのような対策が講じられるべきかということを第一に検討を進める必要があるのではないのでしょうか。

なお、既存のセーフティネット対策は、コストに着目した仕組みとなっておりません。今後、生産資材価格の高止まりが常態化することも想定される中、この点を踏まえた検討が必要であります。適正な価格形成を資材価格高騰対策の基本としつつ、改正基本法に生産資材価格の高騰への影響緩和対策が位置づけされたことも踏まえ、既存の対策に、コストに着目した仕組みを新設するなど、対策の充実も含め、検討をお願いいたします。

3点目、資金ニーズへの対応についてでございます。

42ページに記載のとおり、我々JAグループも含めて、民間金融機関が活用できる制度資金である農業近代化資金は、日本政策金融公庫が扱うスーパーL資金と比較して、借入限度額など様々な面で制度的に劣後する実態がございます。日本政策金融公庫が本来の役割である民間の補完であることを踏まえ、制度の見直しをお願いいたします。地域の多様な農業者も活用できる農業近代化資金を充実することで、地域農業の維持発展と農地の活用につながるものと考えます。

以上でございます

○中嶋部会長　ありがとうございました。

オンラインで水戸部委員と井上委員が手を挙げていらっしゃいましたので、その順番で。それから
大津委員、齋藤委員、この順番で御発言いただきたいと思います。

○水戸部委員 北海道、水戸部でございます。

人、農地に関しまして、北海道は御承知のとおり大規模な担い手を中心に農業をやっております、
そこには全国の4分の1に当たります114万ha、この農地がこの担い手に9割以上集積されております。
こうした背景には、北海道も府県同様に農家戸数が減少する中、北海道では意欲ある担い手が離農跡
地のほぼ全てを吸収する形で規模拡大が進められてきたことが挙げられまして、この結果、今、耕地
面積はこの15年間北海道でほぼ減らずに現状維持しております。やはりこのことは、農業をなりわい
とする担い手の存在が北海道にとって非常に大きく、北海道では農地を減らすことなく生産を拡大で
きたゆえんでございまして、ここが構造的には農地の分散化や不在地主に悩む府県との違うところ
もございます。

しかしこの北海道においても、そろそろ限界であるというような声も聞かれております。北海道の
農業試験場が国のセンサスデータを活用させていただきながら農家戸数の動向予測は行っております
が、これを踏まえて試算をしますと、このままのペースで規模拡大を続けたとしても、計算上、10年
後には農地の2割が耕作できなくなってしまうというおそれも出てきております。このことは北海道
がこれまで果たしてきた国民への食料の安定供給といった役割に黄色信号がとまり、また、土地利用
型を中心に維持をしてきた広大な農地がもたらす多面的な機能の喪失が始まることも意味するわけで
ございます。

こうした事態を回避するためにも、先ほど浅井委員からもお話ありましたけれども、やはり農地を
しっかり守っていくんだということを国が基本計画に示していくことが重要だと考えてございまして、
北海道も今後策定する道の計画において、そうした方向を示していきたいと考えてございます。

また、こうした事態を回避するためには、担い手の減少のスピードを緩めるための緩和策、これと
担い手による規模拡大を加速化する適応策、この両面からの取組が必要であると考えてございます。

緩和策につきましては、担い手の減少が進めば地域社会が維持できなくなるといった声もあります
ことから、規模拡大一辺倒ではなく、経営体質の強化を図りながら今ある経営を残すと同時に、やっ
ぱり新規就農者の確保が最重要課題だと考えてございます。そのためには、まず農家子弟をはじめと
する後継者、この方たちが農業を継ぎたいと思える環境を早急に整える必要がございます。

また、北海道に大規模な経営を第三者が引き継ぐには、極めて多額の初期投資が必要になりますこ
とから、円滑な経営継承に向けた多様な資金ニーズなどにもしっかりと対応していくことが重要だと
考えてございます。

また、適応策につきましては、これは様々あるわけですが、省力化に向けて規制緩和を含めたスマート農業の技術の導入の加速化、作業の効率化、それから水利施設の保全管理などの計画的な基盤整備の推進、営農活動を支えるアルバイトや外国人なども含めた多様な雇用人材の確保、さらには酪農ヘルパーなどの営農支援組織や共同利用施設などの産地としての支援体制の整備などなど、担い手による規模拡大の加速化を後押しする様々な施策を集中的に行うことが重要だと考えてございます。

その際、こうした政策を結果的には税金で支えていただくわけですので、税金を使う以上は、国民の理解が不可欠だと考えております。だからこそ農地を引き受け、農業をなりわいとした継続的な経営の下で、安定的に国民に食料を提供できる担い手などに対し、重点的に支援していくことを今後も基本計画の中にしっかりと位置づけるべきだと考えてございます。

また、人と農地につきましては、地域ごとに見ますとそれぞれ違った課題と解決策があるわけですが、それを関係者間で決めていくのが今、地域で進めております地域計画だと思ってございます。その実現に向けては、地域の多様な課題に対応した施策をメニュー化して、地域が使い勝手のよい仕組みにしながら、地域の創意工夫を凝らした取組を後押しすることが必要だと思っております。

その際、併せて地域が将来ビジョンをしっかりと描けるよう、国として水田農業のあり方をはじめ畑作や酪農・畜産などの施策の方向性を示していくことが重要であると考えてございます。

そして地域における人、農地の課題解決、この先に食料の安定供給、そして多面的機能の発揮などがあるものと考えてございます。

以上でございます。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、井上委員お願いいたします。

○井上委員　委員の井上です。

資料の御作成と御提案について感謝申し上げます。

総じて各項目の克服すべき課題に対しての検討の視点のあり方について賛成です。その中でも特に重要であり、期待する項目と地域からの視点を併せて発言をさせていただきます。ページごとに申し上げます。

3 ページです。農地の確保は農地の集約化と基盤整備を、経営体の確保は法人等団体経営体のさらなる増加促進と経営基盤強化を、収量・生産性向上は現場のスマート化・省力化の推進をと考えています。

私の地域では法人経営体の構成員についても減少傾向です。反面、農業をビジネスという視点で新

規参入する方々も少しずつ見られるようになりました。この動きは農業を経営やビジネスとして捉えている方々が増えているということでもあると思います。

8 ページです。既存経営体の規模拡大は特に効果的だと考えております。理由としては、生産や経営のノウハウがあり、地域との合意が図りやすい関係性の構築ができている場合が多いからです。

13ページです。土地利用型作物の中で、米は最も重要だと考えております。米は歴史や文化的背景、加工や保管の容易さ、食品の1人あたり消費のおよそ半分を占めているからです。規模拡大は比較的順調とありますが、農地の大区画化等の基盤整備を中心として、さらなる政策推進に向けての検討をいただきたいです。

17ページです。加工・業務用野菜等の需要に応えるということは、ハブとなる共選や集出荷など基本的な施設や設備に対しての検討も必要と感じました。基盤整備と同時に出荷のためのハブ機能を持たせることが集約化した産地を育成すると考えます。

29ページです。私の地域では地域計画を作る上で話し合いを行うのは、地権者と行政が中心となっている印象です。素案がこの段階でほぼ決定しており、その後周辺の耕作者へ声がかかります。何より重要である将来の具体的ビジョンを持つには、最初から耕作者である農業者を含めた話し合いが必要と考えます。地域計画を核とした産地づくりは中山間地域において有効と感じておりますので、地域での話し合いのあり方についての御検討をいただきたいです。

また浮遊農地の増加は、農地の集約・集積化に大きな足止めを与えています。相続前における権利移転の促進や農地の適正利用についての新たな方策の検討にも期待しております。

34ページです。前提として経営基盤の強化を図るためには、経営には何が必要かを学ぶことが重要と考えます。大変お恥ずかしい話ですが、社会人経験と農業経験年数がイコールなもので、就農した当初は、農業が経営とは思っておりませんでした。私自身の農場の法人化によって、初めて経営に人、物、金、情報の四つが必要ということを学びました。会計士や税理士による客観的視点の重要性を学んだのも法人化をしてからです。

経営管理能力を有する経営層の育成のため、農業経営者同士の交流や学習の場の創出についても御検討いただければと思います。

44ページです。農協系統をはじめとする検討の視点ですが、賛成です。私の営農する山梨県では、農協系統による資金の活用事例が多く見られております。理由としては、農業経営者同士での情報共有によるものが大きいと感じております。活用した経営体の代表者のほとんどが申込みから着金までのリードタイムの速さに魅力を感じている印象です。

53ページです。知的財産の保護や管理の徹底について賛成です。海外への品種の流出の防止につい

ては、新品種の開発や研究を進める民間企業のガバナンスから学ぶべきことが多いと感じております。どのように知的財産の創出を考えているのか、海外マーケットを視野に入れた民間企業との協業は効果的だと考えております。

発言は以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、大津委員お願いいたします。

○大津委員 ありがとうございます。

前回は長々と意見を申し上げて審議会の進行を遅らせてしまったことを改めておわび申し上げます。議論の時間を少しでも増やすため、今回は会議を長く取っていただいたこと、中嶋部会長はじめ事務局の御対応に感謝したいと思います。

今日は先に発言された委員の皆さん、特に浅井委員、内藤委員の意見とかぶるところもありますので、できるだけ手短に発言したいと思います。

ただ、頂いた資料で、改めて現状の厳しさを突きつけられ、暗い気持ちにはなっているのですが、今回、省内で局が分かれていると伺っている、人と農地と技術の課題を三位一体として捉え、基本計画に位置づけることは非常に大きな意味があると思っています。

ただ、既に完全なる負のスパイラルに突入している現状から、上昇スパイラルに転換するためには、さらなる柔軟な姿勢と取組が必要だと思います。これは少子化対策も同じことだと思うのですが、子育てがしやすくなるような政策を異次元レベルで打ち出したとしても、急に女性たちが3人以上産み始めるわけではありません。むしろ産まない選択肢をする女性たちは増えていると聞きます。

それと同じで、農地集約等もほかの委員さんが言われていたとおり、着実に実現していくべきものではあるのですが、いくら農地を集約化して技術やサービスで生産性を上げたところで、人口減少によってどの産業でも人手不足に陥っている中、農業者や農業経営体だけが急に増えるわけではないと考えます。

特に今の若者たちは収入だけでは仕事を選ばなくなってきており、農業は儲かるだけでは他産業と競合できないと思います。それよりも、農業は面白いとか、農業をすれば家族が安心とか、そういう環境をつくって初めて上昇気流をつくれる土台ができるのではないのでしょうか。技能実習生及び特定技能系外国人についてはさらにシビアで、今後は来てくれなくなるだろうと考えます。特に人口減少が始まっている上に、特にこれといったリーディング産業がない日本で、円安を解消できる見通しは立っていないからです。

そういう意味でも、浅井委員がおっしゃられた、農業者が研究者としても活躍するアグロノミスト

の育成や研究者と農業者が連携したフィールド研究の仕組みづくりというのは、農業こそクリエイティブで面白いという環境づくりにつながると感じました。

実際、私自身も、私ごとなのですが、去年から総合地球環境学研究所の客員准教授になっておりまして、自分自身の研究やフィールド研究を進めている最中で、大変面白いことになってきています。数や規模の数値目標も大切ですが、数値では測れない面白さを創出することも重要だと思います。

そんな上昇気流のイメージを図にしてみました。提出が遅くてすみません。お手元に印刷して配布していただいて、事務局の方ありがとうございます。

これが粗いイメージではあるんですけど、御参照いただければ幸いで、最初の上がり始めるところを国土保全手当みたいに書いたんですけど、これは別に何でもいいんだと思うんです。内藤委員が言われた、何か1つでも2つでも成功と呼ばれるものを1つでも2つでもこの5年につくるということがこの起点に当たります。

実際私が就農した22年前は、農家ですと言うと「大変ですね」と言われていたんですが、今では「いいですね」と言われることの方が増えてきました。農業従事者や農村人口の減少に伴う現実は一層深刻ですが、一方、SNSの普及や、この審議会にもいらっしゃる浅井委員や井上委員や内藤委員のようなカリスマ性のある農業者の存在により、農業に対するイメージは、かつての暗いと言っているか分からないんですけど、イメージでは既になくなってきているなと感じていますので、上昇スパイラルへの転換が不可能だとは思っていません。

一方、家族経営の米農家という立場での御提案もしたいと思います。

1つはクレジット等による単位面積あたりの収益拡大です。前回の審議事項に含まれていた営農型発電による売電収益もそうなのですが、増えつつあるJ-クレジットや、そして今後は生物多様性クレジットや、この後窒素クレジットとか、そして国土保全クレジットなんかもできてきたらいいなと思いますが、小・中規模の家族経営農家でも反収を上げられるようになったらいいなと思っています。

農地集積による大規模生産と言いますが、先ほど北海道の例はすごいなと思いましたが、どんなに集積してもやはり基本的には日本は北海道以外の地域ですと、欧米の比にはなりませんし、大規模にすればするほど気候変動や為替等の影響を受けるリスクも大きくなってしまいますので、農地面積の多くが中山間地である日本としては、条件が不利な地域をいかにこのようなクレジットなどで維持したり、生産性を高めたりできるかが突破口になるのではないかと思います。

普通の暮らしの中でも様々な形でポイントを貯めて暮らしており、物やサービスを受けているので、農業界においてもそのような仕組みができれば、単なる所得向上以上のインセンティブがつけられるのではないかなと思います。

同様に土地利用型農業の中でも、平たん地における集約化や生産性向上は進んできており、問題となっているのは中山間地や山間地です。こうしたエリアでの技術開発や導入は現時点では遅れていますが、実はこここそが将来的なビッグマーケットなのではないでしょうか。大規模に適した農業機械の開発は当然欧米等が有利な上、国内のマーケットとしては経営体の数がまだ少ないので市場規模が小さいですが、中山間地や山間地の生産効率を上げる農業機械やサービスは、国内市場はもとよりモンスーンアジア、そして世界の中山間地をマーケット化できるからです。

クレジット取引や技術開発に必要となるデータについては、ユーザー目線での技術改良ということが資料にも書いてありましたが、これは農業者が一々データを入力していくというよりは、スマートウォッチやウェアラブル眼鏡などのデバイスで収集していくということも、今後は必要なのではないかと思います。

あと、先ほど井上委員もおっしゃっていましたが、農地の集積について地域に任せるというのは多少無理があるように感じています。地権者がメインだというのも、本当にうちの地域でも今同じような状況ですし、条件が厳しい中山間地においては特に調整が非常に困難だからです。農業委員会がきちんと機能しなくなっている地域もあるでしょうし、この調整というのは非常に人間関係にも響いてしまいますので、ここはある程度行政サイドがやるべきだと考えています。

この審議委員になってから、どの部会でも地域の話合いという言葉を聞くのですが、もう本当にそれが一番難しいというのが現状だと思っています。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、齋藤委員お願いいたします。

○齋藤委員　日本農業法人協会の齋藤でございます。資料の説明いただきありがとうございました。

法人が、本当に説明のとおり、今物すごい勢いで数も増えておりますけれども、規模もどんどん増えております。一例を申しますと、毎年法人協会は会員からアンケートというか調査をしまして、規模、それから収益性とか問題点とかそれを全て出していただいて、ちょうど先月31日に2024年の集約を終えました。それによって白書を発表しておりますけれども、10年間でもう売上げが1.5倍ほど伸びております。2013年で2億6,300万円、そちらが10年後、昨年度、前年ですけれども3億9,200万円という勢いで、本当に1.5倍という感じで、まず売上げが伸びている。規模も、平均からすると稲作が37倍、露地野菜が34倍、畜産は38倍というぐらいどんどん大きくなっています。

それから私の方はお米なのでお米の方を申しますと、もう全国の会員から本当に毎年10町歩、20町歩、30町歩というぐらいの勢いで今伸びているんだと。それによる機械、それから設備の更新時期に

入っているけれども、なかなかそれが思うようにいなくて困っている、そういう問題がいっぱい今出てきております。これはどんどん農業者がいなくなる中で、非常に喜ばしいことだと思いますし、これを推進していかなければ、本当に今38%というあの自給率がさらに下がっちゃうんだろうと考えますので、是非小さい経営の個人経営は絶対必要です。でも大量に離農が進む中で、その受皿としての法人というのを応援していただければと思います。

その場合、問題が農地、これは委員の皆様おっしゃるとおり、当然規模拡大に伴いながら全く同じ面積で人を投入してももうかるわけではないので、継続は不可能だと思います。当然のことながら基盤整備の推進、これは国策としてやっていただければと思いますが、これは10年とか15年とか20年とかという本当に長いスパンでかかるものですから、多分今の現状からいって間に合わないと思います。

その中で、もう一つ農地の簡易な基盤整備、こちらの方が予算化されておりますので、耕作条件改善事業って、本当に素晴らしい事業。私もそれから法人協会のメンバーも使わせていただいておりますけれども、そんなにあぜの段差がなければ、2枚、3枚、私は7枚をくっつけて、大体1枚が2haの田んぼを作っていますけれども、これは私の山形の庄内ですけれども、いろんなところでもう既に始まっています。こういう予算を少しかさ上げして、基盤整備が完了するまでの間、規模拡大に応援していただければ本当に助かります。

そして経営体の確保。人がどんどん減っているということではございますけれども、私はそんなに問題ではないと思うんです。海外に行ってみれば、もう本当に農業者なんていうのは、ものすごいイノベーションがありながら、イタリアの話ですけれども、イタリアは500haを4人でやっていました。戦後、我が日本と同じように敗戦国で、農道も狭かったです。今でも狭いです。そういうところで1,000人いた作業するところが、今4人でやっているということで、そういうモデルがあります。日本のこれからの水田農業が目指すところはそちらじゃないかと。

これは湛水の直播きがうまく成功したからだって、経営者の方がおっしゃっていました。以前は日本と同じように手植えしていたそうなんです。手植え、手刈りでやって1,000人もかかっていたのが、再開できたのは直播きという技術がうまくいったので、それによってできるようになったということで、500町歩しっかりきれいに、それも種子がアメリカの種子を使っていました。そういうことで単収もものすごく上がっていいので、そういう技術が今スマート農業の導入って単発になっていますけれども、1つ2つ単発で入れても何にもなりません。やはりスマート農業を導入するためには、コストが下がるか、売上げが伸びるか、いずれかの結果を目途に我々は導入すべきだと思いますし、これが現実今どんどん新しい技術が入り出しておりますので、これを加速することこそ今は必要だろうと思います。

日本には農研機構という研究機関がございますので、多分先生方いっぱいそういう新技術を持っていらっしゃると思うんですよ。ただ、実装するのが我々が気づいていないということなんじゃないかななんて思うのです。ですから本当に果樹がこれからどんどん減る。これも仕立てがもう昭和から全く変わっていない仕立てではもう無理ですよ。人がいないと取れないので。露地野菜なんかも売上げの40%が収穫の人件費になります。今、人はいないのでどんどん落ちていくんですから、そこを機械化するか、それを機械に対応できる育種をやっていただくとかということで、今回は乗り切れる可能性は大きいと思いますので、人をどんどん増やして今までのような農業をやるという方向ではなく、新しいフェーズに入って海外のように少人数で大面積をやるような、そういう仕組みとそれを運営できるような人材育成と、それを可能にする農地の大型化だろうと思いますので、是非今回の基本計画では今の法人協会のメンバーがどんどん期待を胸に規模拡大もやっていますので、若い人たちがそれに続いて法人化、それから雇用で農作業をやっているわけですから、やはり他産業に負けないような条件、環境、そういうものを整えながらやるのが食料安全保障の確保になろうかと思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

オンラインで大橋委員が手を挙げていらっしゃいますので、御発言いただきたいと思います。

○大橋委員　ありがとうございます。

今回の資料の前段においては、農地と人と技術という観点で各品目が置かれている課題と視点を、ある意味丁寧というか、とがった形で見せていただいたことは一定の意義があるのかなと思っています。

それぞれの視点においては、地域計画を踏まえて、資金力のある法人なり、あるいは既存の経営体を拡大させていくとか、スマート化が重要だとか、同じような論点を並べてありますが、ただ重要なことは、この視点を踏まえて、もう少し議論の解像度を上げていくことかなと思います。技術であれば、どれだけの技術で農地と人、あるいは生産力というものが補えるのか、あるいはそれが本当に国民の食を守るためにはどれだけの技術なり、あるいは規模拡大をそれぞれの品目で望まれているのか。そうしたところを議論しなければいけないのかなと思います。

また平均値で、あるいは全国で見っていますが、恐らく地域ごとに相当様相が違うのではないかと思いますので、そうした分散も、やっぱり農業においては重要なかなと思いますので、是非そうした視点も入れていただけたらと思います。

他方、後段における技術、知財とか品種の開発に関してですけれども、これの現行の取組をやって

いくということだと受け止めていますが、前段の集約化なりというものを踏まえたときの技術の観点で言うと、同様の危機意識というのは多分持つておかないといけないのかなと。民間とかベンチャーが持っている品種の開発技術なり知財なり技術なりは結構ですけども、各地域の国なり県なりが持っている研究所、そうしたものというのはリソースを今のままの形で持つておくのがいいのか、あるいは体制としてももう少し集約化しつつ、その研究においても、もう少し一体化しながら、開発なり知財というものを整えていく方がいいのか、そうしたものも技術のところでしっかり検討はなされるべきなのかなというふうに思います。

以上です。ありがとうございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

赤松委員、友實委員、竹下委員の順番で御発言ください。

○赤松委員 赤松でございます。

今日のテーマは私の専門でもありませんし、実際現場で関わっているものでもないので、無責任な発言はできないと思っていますが、そのような私でも、今日の御説明を伺って分かったのは、地域計画の策定の現場はとても大変だろうなということです。

期日が決まっていることを考えると、多分実施可能性を優先して、集約化することを目的としないでいただきたい。つまり、本来の目的である生産性の向上に結局のところつながらなかったということとは避けなければいけないのではないかなと思います。そのためには、やはり何をどれだけ生産しなければいけないのかという観点を取り入れながら、この地域計画を立てなければいけないのではないかなと思っています。

産学官連携という言葉が品種開発のところでは出てきましたが、この地域計画の策定の場においても産学官連携ということが活用できないかと思いました。農業に関する研究というのは、品種開発をするような実験系の研究分野もありますが、社会学や経済学など幅広い研究分野があると思っています。是非この地域計画の中にも、専門家の視点も取り入れながら、効果・成果が出る地域計画というのを立てていただきたいと思っています。

以上になります。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、友實委員お願いいたします。

○友實委員 ありがとうございます。

岡山県の赤磐市長の友實でございますが、私の方からは一つ事例を紹介させていただければと思っています。

実はついこの間、10月30日だったと思うんですけど、赤磐市の方で農業振興拠点ということで2社の企業と契約を行いました。内容は岡山県の県有地として持っていた遊休農地2.3ha、かなりの規模です。そこを農業の振興にということで、赤磐市の方が企業を募集して、ここに拠点となるものを設置していこうということで進めております。これは官民連携でやろうということでやっと企業が見つかり、実施される運びになりました。

この企業は野菜がメインです。この野菜の葉物野菜あるいはサツマイモ、そういったものを育苗して、自らが市内の農地を借り上げて栽培する、または市内の農業者が必要とあらばお分けする、そういったところと新品種の開発に向けた試験栽培、新規就農の希望者への技術指導、それから小型の農業用ドローンの教習所、それから生産計画等が学べる経営塾、こういったものを手がけ、そしてここには拠点となる施設、集荷場あるいは大型の貯蔵庫、そういったもので出荷調整もするということを実施するようになっています。

それから市としては、そこに就農支援センターという名前の組織を立ち上げて、そこでこの2社と一緒に強い農業、これを広げていくための職員配置をしていくということで、これが一步前進したということです。ここまで来るに当たっていろんな問題がありました。いろんな課題を、まだまだこれから克服もしないといけないものもあるんですけども、まずはこの農業を進めていく企業のやはり資本力、これは脆弱です。これを補うためには、資本を持っている企業と赤磐市の方でマッチングをして、それが成功したということが一つありました。

そしてやはり、公有地を低額で提供していくということも、大きな課題として解決するべく進めてきました。また、地域の周辺の理解、あるいは農地を持っただけだけれども、なかなか貸出しをしてくれない。でも、その農地は、遊休農地、耕作放棄地、そういったものも多くあるんですけど、この市の中間管理機構を使って農地の提供、貸出しを促進している。そういったことが、今、赤磐市の方で動き始めている。これは本日説明いただいた計画の中の一翼を担っているのではないかなと思っています。

またそういったことも機会を見て御報告させていただきながら、この経験も国の方と共有しながら、これが全国いろんなところで同じ試みが始まっていくと、少し強い農業、日本全国で実施できるのではなかろうかと思います。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、竹下委員お願いいたします。

○竹下委員　竹下製菓の竹下です。説明どうもありがとうございました。

まず、人の話で、これは就農というところ、農業に関わるところだけでなく、全産業、人が足りないと。そして日本は多くの業界で中小・零細企業が多くあって、そういった中小・零細企業の方々の技術によって支えられているといった側面があるかと思いますが、先祖代々続けてきたような事業であっても、では次の世代、我が子に継がせたいかという、親心として別の企業に行ってほしいとか、子供自体もやはり別の職業を選択する、大企業に就職したいというような話が増えてきていて、そして廃業すると、技術が失われていくということは、日本各地で起きているごくごくありふれた日常の風景になりつつあるのではないかなというふうに思っています。

農業においても、正直それに近いところもあるのではないかなと思っております、父だったり、祖父母はやってたけれど、自分はやっていないという話を周辺で聞いたりもします。やってはみたけれどもやるきっかけがなかった、それだけでは食べていけない、いろんな理由があるのではないかなというふうに思いますが、そんな中でも新たにやってみたいとか、例えばこの一本で食べていこうと思えるためには、やっぱり一定の規模まで育ててあげることが、周りからの支援として必要ではないかなと思いますし、中小企業同士、手を取り合って、例えば2つの企業が1つになる、3つの企業が1つになることで、一定の規模を兼ね備えることはできるのではないかなというふうに思っています。

私自身、結構周辺の企業とそういった手を取り合うことで、一企業ではできないことにチャレンジするというようなことを今までやってまいりましたが、農業の場でも、そういったことってできるのではないかなという気を持ちながら本日聞いておりました。このためにはやっぱり事業承継だったりとか、そういった経営の統合・集約に当たって、やっぱり本人たちに任せておくだけではなく介入が一定必要ではないかなと思います。ただ、それは地域の枠を超えて、国策としてそういった方向を進めていくというような支援をしていただけないと、やはり進められないものもあるかなと思っています。

民間のそういった、例えばM&Aの仲介であったりマッチングとなりますと、かなり仲介の手数料を取られてしまうというような側面もありますし、中小・零細企業にとってみれば、その仲介手数料というのはかなり大きくて、パートナーを探すためだけに使えないという側面もあるかと思うので、そういったマッチングだったりとか手を取り合うことで、大きく成長して一企業になるという、そういった方向性も一つ検討の中に入れていただけたらありがたいなと、個人的には思った次第です。

また農地の集約に関しても、地域計画という言葉がたくさん出てきます。地域の中で集約に向けて動かれているということは聞こえてくるんですけども、地域の中であるからこそ本当に話が進まないというものはたくさんあるのではないかなと思います。地方は、お互いの顔が皆分かるという

すか、分かるがゆえに、この人にだけはやらせたくないとか、この人には渡したくないとか、もうそういう本当にくだらないうってしまえばくだらないうもしれないですけども、もうそういうものが邪魔してお互いに協力できないという側面が多々あるように感じられます。

そこが協力し合って1つの農地にできたらこの事業が進められたのにと、そこを乗り越えるためには、やはり一切関係ない第三者、そして全体を見据えた計画があつて、そこから落とし込まれる。それにのっとして行動していかないことには進まないというふうに思っています。

もちろん、各地方、各地域の事情というものがございまして、それを丁寧に拾い集めていくために、その地区ごとの話し合いをして意見を集約するという、その仕組み自体は必要だと思いますけれども、実際に是非集約を行って、この地方ではどういった農作物を作っていこうかというところに関しては、もう少し大方針から落としていただいて、地方に任せ過ぎない方が全体としてはうまくいくのではないかなというふうに感じております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、田島委員をお願いします。

○田島委員 ありがとうございます。

資料にもございますように、これからの人口減少に伴う農業者の減少というのは最大の課題であると、私も認識をいたしております。

3ページで整理されております、食料安全保障の確保として必要な3点を一体的に地域が取り組めるよう、これまで以上に施策や制度をしっかりと連携させていくことが重要であると私自身も認識いたします。特に農地の確保につきましては、担い手への農地集約及び大区画化は、さらに加速させる対策は必要であるというふうに思います。

また、3ページの資料の中に、農地の確保等必要となるのが、私は農業用水の確保ではないかというふうに思います。3ページではちょっと農地だけというような表現になっておりますけれども、やっぱり「農地、水」というふうにさせていただきたいなというふうに思います。

やっぱり農地と水とは切り離せないものというふうに私は認識をいたしております。日本各地、地域にあつては、水と農業との歴史があるわけでございまして、それは利水だけでなく、治水の両面もあるというふうに思います。コントロールしていくことが重要ではないかというふうに思います。

30ページには、用排水施設についての役割分担等の検討が視点ということに示されております。

現実としては、老朽化が進む地域の農業水利施設、農業者も減少と同時に保全管理を担ってきた人たちも減っております。近年、激甚・頻発化する豪雨災害への農業水利施設が持つ役割として、全国

的に田んぼダムであるとか、ため池の事前放流等々にも取り組んでいる地域もあるというふうに聞きます。

私の地元では、大雨予報が気象台から発表されれば、クリークの事前放流というのに取り組んでいるわけでございますけれども、私の町内にはクリークが約600キロメートル、数量的には約680万トン进行貯留できるわけでございますので、これを雨が降りそうだというときには、もう全て捨てるというような防災行政無線を使つての対応をしているところでございます。

農業水利施設というものは、農業生産面のみならず地域防災など地域住民にも大きく寄与しておりますので、これからも農業振興と地域防災の両面において、その役割を十分に發揮していかなければならないものというふうに私は認識をいたしております。これからそれぞれの地域で農地の確保と併せ、農業水利施設が将来にわたり保全管理されるように、地域を後押しする仕組みをしっかりと議論することが必要ではないかというふうに思います。

基盤整備の実施ということで、地域の合意形成に至るまでは大変重要じゃないかなというふうに思っています。この基盤整備というのは土地改良事業でございますけれども、合意が大変だろうと。農地の集約が伴う区画拡大をすることで、先ほどもお話がありますように、農作業の効率化を進めたいというところはどこにもあるというふうに思います。

しかしながら、合意形成に時間がかかるというふうに私は認識をいたしております。なぜなら、これまで50年近く農業をやつてこられた方が、10年、20年先がどうなっていくのかというのを想定といいますか、描くことができないでおられる方が、まだまだたくさんいらっしゃるように思います。このようなことから、合意形成また計画策定に至るまでの地域をコーディネートするソフト対策への支援もセットとした検討が必要ではないかなというふうにも思っております。

農業用のインフラというのはこれからも農業・農村にとって重要なものでございます。農業水利施設等が持つ多面的な機能、農業者だけでなく非農家、都市住民の方にもメリットがあるわけでございますので、全ての国民の皆様にこの食料・農業・農村基本法を御理解いただき、さらに土地改良のことも理解していただき、保全管理への機運が全国的に高まっていくように期待をいたしているところでございます。

以上でございます。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

宮島委員、小針委員の順番でお願いします。

○宮島委員　大変詳細で丁寧に整理された資料をどうもありがとうございます。改めて私から見ても、足りないものの大きさにびっくりはします。特に人に関しましてはこれまでの会議でも言ってきまし

たけれども、ある程度農業法人がフォローをしていることを期待していたんですけれども、それもやはり全然足りていないということ、あるいは一般の人から見ると、お米は違う今厳しいかもしれないけど、別のこの作物はうまくいっているのではないかと想像しているようなエリアでも、相当厳しいということを改めて感じて、本当にこれは構造的なところから、相当大胆な、そしてスピードを持った変化を起こす必要があるのではないかと思います。

その変化を起こす方向に対しては、それまでやってきた人たちの抵抗感などがあったとしても、もはやその前との連続性を超えても進めるぐらいのインパクトがないと、もう変えられないぐらいの状況かなというふうに思っています。

いくつかテーマに出ました資金の問題ですとか、企業が参入する場合の問題なんていうのはすぐに対応できるのではないかと思いますけれども、例えば、今までだったらできないと見られていたものまで手をつけたらどうかなと思います。

例えば、私はあまり十分情報を持っていないので変なこと言うかもしれませんが、結構農業参入するのでもいいかなというような企業の人たちと話すんだけど、やっぱりそこにはいくつか課題があって、例えば土地を農地として持つことはできないから、農地ではない形で持って結構な税金を払って何とかやるんだよと。本当はかなり長いことやるつもりがあるから、手放すつもりもないんですけど、1回農地にすると宅地に戻すことはもちろん厳しく制限されているから、そのところが結構ネックになって、企業としては株主からそこをすごく責められてしまうので、なかなかそこがクリアできないんだみたいな話とかを聞きました。

そのようにそれぞれの法律が目指しているものそのものが、それぞれ適切である部分もあると思うんですけれども、本当に企業とかが参入したり大規模化をしやすいようにするために、今まで考えていた普通ここはこうだよなというところを超えるぐらいの勢いで検討しないと、大きな構造変革は起こらないのではないかなというふうに思います。

特に若い人の話に関しては、これまでも発言していますけれども、ここに来ての他産業の若い人に対するアプローチの異次元化というのは本当にすごいものがありまして、今までの継続で若い人たちを呼び寄せる努力をしていますが、それは全くどうにもならないかなというふうに思います。

何ページかにありましたけれども、例えば、農業大学を卒業した人、農業高校を卒業した人の今の農業の参入比率を見ますと、農業にもともと一定関心がある人でさえも、そこに参入しないという状況のネックになっているのが何なのか、普通のサラリーマンになるのと違う部分をできるだけ埋め合わせて、ギャップのないような形で人にアピールしていく必要があるのではないかなというふうに思います。

もう一つ、地域の協議の場の話にもなりましたが、この資料の中でも37ページに女性や外国人というのは1行ぽつと書いてあります。でも、やっぱりいろいろな地域において、本当の意味で女性が活躍できる場というのはできていなくて、それが地域や農村から特に若い女性を手放すことになっている理由になっていると思います。

女性の活躍ってみんな言うんですけども、本当に本音まで聞いてやりやすくなっているかというところは怪しいと思いますし、農業関係の議論の場は、今もほとんどが男性という状況と感じます。もちろんそこに無理をして何かをしろと言っているわけではないけれども、長年男性社会にいて働いてきた私でも、意見を言うのに勇気がちょっと要るわけです。それで地域の農村において女性が参入したときに、そこで意見を言うていくことがどのぐらい難しいのかというふうに思います。

先ほど女性のチームを作られたといういい例を紹介いただいたんですけども、ではそのチームのリーダーの人が地域計画の議論のど真ん中に一体入っているのでしょうかというところなのかなと思います。

特に教育のされ方もあって、自分から出て行って意見を言えるという状況にはなかなかない中で、本当に手放したくない人たちをどうやって心から居心地がいい状況にできるのかというのは、そこで多様化した環境をつくり出すというところでは、もう超えられないものもあると思いますし、そういう新しく入ってくる人たちが望んでいることは、今までやってきた人から見たらとても心地が悪いようなこともあるかもしれないんですけど、もうそれを乗り越えることも含めて考えないと、人はどんどん出ていくばかりかなというふうな大変な危機感を感じています。

知財なども私も関わったりしていたんですけども、やはり企業やほかの事業と同じような経営感覚や知財、自分たちが持っているもののメリットに対しての意識みたいなものをしっかりとつくっていくというようなことも必要かと思っております。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは、小針委員お願いいたします。

○小針委員　小針でございます。御説明ありがとうございました。

今日の資料は、農地、人、技術という言葉キーワードとして、幅広く検討課題を目出ししていただいたものというふうに受け止めております。非常に精力的に多分野をまとめていただいているというふうには思うんですけども、ちょっと見ていて、克服すべき課題というふうにまとめられている部分が、それまでの資料で作っていただいたところと少しギャップがあるなといいますか、少し言葉はちょっと悪いかもしれませんが、少し乱暴かなと思うところも見受けられなくもなかったという印

象を持っているところもありまして、あと検討の視点で挙げている項目というのは、これはやっていかなければいけないものだろうなというふうに、一方では思っています。

ただ、挙げていられる項目の時間軸が異なっていたり、粒度が大分ちょっと違うものが混在しているなというふうな印象を受けますので、例えば、地域計画を活用した農地の集約化というのは足元もう進められていて、この今回の基本計画の時間軸ともうばっちりそこでやらなきゃいけないことという形になっていくと思いますし、スマート農業の技術の生産性向上というのは、実際の普及までというところのタイムラインで少し長めに必要な中、今足元でここでやらなきゃいけないことというものを整理するというような形になっていくというように、やや今出していただいている課題をさらにもう一步丁寧に議論と整理をしていって、計画にしていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

それで生産性の向上というところにおきましては、私も農地の集約や基盤整備が最も重要であって、資料26ページにあるとおり、現行の施策として、地域計画の進捗がどうなっていくのかということが重要になってきて、それによってその数字そのものもありますけれども、現場の課題を可視化した上で、これから本当にどうしていくのかというのを考えていくということにはなっていくのかなと思っています。

ただ、地域の話合いで解決されることが理想ではありますが、先ほど来、御意見が様々現場から出ているとおり、それだけではなかなか難しいと。ただ、現行の土地制度の下で、農地の集積を踏まえる上で、農林水産省で実行できる施策でできることというのは、やはりもう制度的には限界があるというのも現実なのかなというふうに思っています。

今回、食料安全保障の確保というものが挙げられて、そのために農地の生産性の向上だとか、そのために利用集積をしなきゃいけない、利用権を集約しなければいけない、それを強力に進めるということがもし本当にやっていくということであれば、日本の土地制度そのものというものにも触れていかなければいけないということも、少し念頭に置かなければいけないといえますか、これからPDCAの話があったり、この農業政策の中で何をやるのかというところの整理というものも必要になってくるのかなというふうに思っています。

個別の論点としましては、農業経営基盤の強化ということに関して、これだけ栽培の環境の変化で収量等も変動するであろう、実際、今の現状のコスト高なども踏まえると、経営環境としては厳しくなる中で、非常に重要になると思っています。

そのための施策推進において、33ページ、34ページにある、その透明性の高い統一的な農業会計ルールづくり、企業価値の評価手法の確立というのは早急に進めていただきたいです。

41ページに、中長期的にセーフティネット対策のあり方の検討を進めるべきとありますけれども、こういった経営安定対策についての適切な仕組みづくりの検討を進めたり、効果検証を進めていく上では、必要な十分な経営データが必要であると。

そのためにはサンプル数も必要ですが、分析可能なデータとしてきちんときれいなデータであるということも必要になると思いますので、そこで会計ルールの統一化というのは、まずその基礎となるものと考えます。

スマート農業のところでデータ活用の課題がありましたけれども、この経営データのみでなく、農業関連データのデータの基盤の共有だとか統一化というのは、今後PDCAを意識した施策運営を進めていく上でも重要だというふうに考えますので、このようなデータ環境の整備というのも併せて進めていくことが重要だというふうに思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは林委員、稲垣委員お願いします。

○林委員 ありがとうございます。

杉中経営局長から御説明いただいた課題認識と検討の方向性については、私も含め皆様御異論のないところだと思っております。ただし問題は、内藤委員もおっしゃったように、計画が絵に描いた餅にならないように、どれだけ危機感を持って抜本的な改革を具体化するアイデアを今回の基本計画に盛り込めるかであると思っております。

その意味で、今日の資料について2点申し上げたいと思います。

1点目ですが、3の農業構造の転換に向けた取組についてであります。

浅井委員、内藤委員はじめ多数の委員から御発言があったように、我が国農業が生き残るには農地構造の転換が不可欠であり、農政の一丁目一番地であると思います。数十年来言われてきながら結局抜本的な改革ができていないというのが問題であって、小針委員は農水省には限界があると言いましたが、農水省がやらなくて誰がやると言ったら、国では農水省がやらなければいけないんだと思います。もう農水省の方が誰よりも痛感していらっしゃって、これまでも御尽力いただいたと思うんですが、現実、やはり抜本的な改革というのは日本はなかなかできないんですね。

でもやらなかったら駄目だという危機感の下で、やはり本日も内藤委員、井上委員、齋藤委員、大津委員、竹下委員から、現場での地域計画策定がいかに困難かというお話を頂きましたし、協議の声かけ先のあり方も含めて見直しが必要であることとか、合意形成が困難であるということが指摘されております。また赤松委員からも御指摘あったように、これを地域任せにしているのは無理であって、

国からのトップダウンの意思決定が必要だということも指摘されていると思います。

本日の資料の27ページで、現時点での地域計画ができているところは全地区の3%だが、来年のですからあと4か月ぐらい、来年3月までにはこの令和6年度予定というところでは2万2,135地区、つまり全地域100%がこの計画をつくれる予定だというふうに伺っております。

では、その計画というのはどういうものなのかと。問題は今お話しいただいたようなことだと、28ページに出ている策定された地域計画の実例の左側の方の優良事例ではなく、右側のような白地図が多くなってしまいうような穴空きだらけの、集積には程遠いものを取りあえず今できそうなところを集まれる人で集まって合意しましたというものが、来年3月に出てきても、到底この集積のスピードには間に合わないということが、この時点でもう見えてしまっているんですね。この状態のまま3月まで待つのですかと。

次のKPI設定、また1年先送りになるんですかということを考えてみると、やはり各委員からお話あったように、国が国全体の、本日もお示しいただいているような方向性で、国全体の最適なポートフォリオをつくると、そして地域計画策定のあり方自体を見直して、農業法人とか新規参入者にもきちんと声をかけたかをチェックして、また国の方で納税情報を含めて耕作放棄地や所有者不明土地の情報をその協議の場に提供し、また、出てきた地域計画間での調整を国が図って、より広いエリアでの大規模な地域計画をポートフォリオに沿ってつくっていくようにすることが必要ではないかと思います。

こういったアクセルを踏む話の一つとして、本日、具体的に浅井委員から利用権の交換分合を促進するという方法論が提案されております。私もこちらの関係不案内なんですが、法律や実施規則、要領を拝見すると、この交換分合の制度をつくる立法事実、必要があるからこそこの法律がつくられて、そこで農業委員会、土地改良区、農協、中間管理機構、市町村がその交換分合の事業実施主体として位置づけられて、実施要領を見ると、今年、令和6年の3月にも改訂がされている。これだけ大事なものだと言われているにもかかわらず、あまり進んでいないと。

農水省が発表されている、農水省の農地交換分合についての資料というパワポをウェブで拝見すると、現在は北海道で偏在して行われている状況とも書かれておりまして、こうしたことを考えると、浅井委員がおっしゃったように、この制度の活用を本当の意味でやっていくためには、今よりも簡易な、農地バンクを経由したような簡易な手続きをつくること、そして所有者不明土地とか耕作放棄地については、農業委員会の強制力をもっと働かせて、この農地交換分合の制度を進めていくといった具体的なアイデアを農地計画の中でも盛り込んでいただくことが必要なのではないかと思います。

最後に、本日の資料の知財活用のところについて1点申し上げたいと思います。

52ページにあります検討の視点の一番上にあります知財サイクルを回すということは、優良品種の

活用による新品種を活用によって国内農業を振興していくためには極めて重要であると思います。

一方で、これまで農業研究関係の公的機関が開発した品種については、その「普及」ということを理念としてお持ちになっている。それが重要だとはいえ、利用者が開発に人とお金と時間をかけた新品種を知的財産として認識できないほど廉価な許諾料で配布されている例が見られておりまして、これでは民間の品種改良を阻害する負のインセンティブになってしまっているのが現状だと言わざるを得ません。魅力ある新品種の開発のためには、財政事情が厳しさを増していく中、自前財源となるようなロイヤルティをある程度確保していくことが公的研究機関にとっても必要であると思います。そして民間も含めてロイヤルティによって管理コストや産地化、ブランド化、新品種開発への投資に充てるようにしていかないと競争力の維持もおぼつかないと思います。

最後に、ロイヤルティを確保するためにはマーケットが評価する品種が必要であります。

マーケットインの品種開発を進める必要があるわけなんです、現状どうかといいますと、国内市場の取り合い競争といった感がありまして、そういった現状から、海外競争力、競争すべきは国内でなく海外だという視点を持って、海外展開に向けて産地の最適化も含めて、国でつくるポートフォリオにも入るべきだと思うのですが、どの地域でどういう作物、品目を大規模に作っていくのかというような全体的な視点から考えるべき点がこの知財活用・技術活用の部分で重要だと思っております。

以上です。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

それでは稲垣委員どうぞお願いします。

○稲垣委員　稲垣でございます。

私は、今、地域計画を正に推進している立場ですので、今日は委員の皆様が地域計画についてどういう御見解を示されるのか、それを承った後にとっけて最後に発言させていただきました。

本当に14人の方から漏れなく地域計画の話が出て大変参考になりました。今日出たお話を拳拳服膺して現場で今地域計画に取り組んでいる皆さんにお伝えしていく必要があるのかなと思った次第ですが、私は大変参考になったんですけれども、これまで4回こういう話合いがされたわけですが、地域計画の一番の主人公であります農業者の方、農業法人の方、また農業委員の方、農協の関係者の方が、これらのお話を聞いてどれだけ当事者意識を持って、わくわくした話がされているのかなということにはかなり疑問を持っている次第であります。

その上で、地域計画を今推進している立場で、今日の資料で、私としてはここが大事だと思って強調させていただきたいんですが、28ページに地域計画の出来上がりのイメージが2つ出ています。こういう形で今、現場では来年の3月31日に向けて、もうアクセルを踏みまくっているわけですが、こ

の右側の受け手がいないものが話合いを経て地図化され、法律の手続に従って公表されるということに地域計画の意味は一番あるのかなと思っております。

あと現場の方にこの間接して、この左側、担い手に集積・集約する、こういう地図が現場の地域計画をやっている皆さんが本当にできるのかという疑問に思っている中で、最近この28ページの右側にあるようなものが既にできているところがあるということが励みになっているという自覚を持っております。

何しろ全国の3分の2の農業委員会は、地域に担い手がいないと言って困っているわけですので、この左側にあるような、担い手で色を塗り切れるようなことは、とてもできないということ、この右側はそうではないんだと、担い手がいなくても10年後、このエリアで農業を頑張っていくんだ、こういうものはもう既に公表されているということを現場の市町村の関係者や農業委員会の関係者は力づけられて今取り組んでいる、そういう認識だと思っております。

もう時間がないので、農地について3点、人ついて2、3点お話しさせていただきます。

農地については、地域計画と農地バンクと新たな手立てということですが、今日の資料の26ページに地域計画は随時変更可能という表現が、これずっと農水省お使いになっているんですが、もうこの段階になりましたら「随時変更可能」ではなくて、「随時変更を実施」とか「随時変更してバージョンアップを図る」、そういう打ち出しが大事なかなと思っております。

その上で、29ページに、地域計画についての課題が一通りまとめられていることと、あと今日の資料に何個地域計画という言葉が出てきたか後で数えたいと思っているんですが、この29ページの整理に一つ加えていただきたいのは、やはりその話合いを、政策の横串をどう刺していくのかという視点が大事かと思います。今日あらゆる課題について地域計画というワードが出ておりますが、これが現場の市町村に行ったときにそのことを束ねられる話合いの仕方というものをしっかり提示していくことが大事なかなと思っております。

そのためには、本日トップダウンというお話がありましたが、むしろプッシュ型というのでしょうか、2万3,000地区の地域計画ができたとすれば、それぞれの地域計画にふさわしい施策、また産地形成だとか、土地改良のあり方について、農水省なり都道府県が、おたくの地域計画にはこういう手立てがあるぞということを提示することで話合いをさらに深めていく、そういう切り口が大事かと思っております。

またその地域計画で地図ができたということは、ある意味、食料安全保障の基礎となる土地が明らかになったということですので、開発を抑制的に行うことをオールジャパン、政府内で了解を取り付けて、市町村の開発部局等の方に、地域計画内の農地は原則、開発行為の対象外であることを周知し、

開発なり転用を牽制する必要があると思っております。

それから農地バンクに関連して、その前に29ページの相続前の権利移転の促進を進めるということについてはもう200%同意、もうこのとおりだと思っております。相続が始まりましたら、10か月以内に相続税を払うためにいろんな対策を打つということで、相続が始まってからの相続対策は実際、税金対策になってしまうことですので、あらかじめ相続に向けた話し合い活動することは重要なわけですが、その際、決定的に今後大きなファクターになるのは、前回の会議でも申し上げましたが、不在村地主であります。ここにどういうふうに働きかけをしていくのか、キャンペーンを張るような取組が必要かと思えます。

その際、農地バンクの果たす役割が決定的に重要で、以下の3点が大事かと思っております。

そういう不在村地主の方は、基本、県庁所在地等都市部にいらっしゃいますので、そういう方に農地バンクなりが集中的にアクセスをしていくということ。

それから2点目は、農地集積もしくは今進行中の担い手が事故であるとか、甚だしい場合は亡くなったりするわけですが、農地バンクがそのバッファー機能を果たすというのが2点目。

そして3点目は、とにかく集約をしていく上のプレーヤーとして、農地バンクは決定的に重要という認識であります。

これを果たすためには、都道府県にある農地バンクだけではなくて、市町村、農業委員会との権限なり業務の分担整備が必要になってきているのではないかと思います。バンク計画の知事の認可権限は市町村に権限委譲する措置をしていただきましたが、バンク計画をつくるその実務においても、市町村なり農業委員会段階でできることの権限移譲ということがいいのか、事務委任ということがいいのか、いずれにしろそれを現場で使いやすいように下ろしていくことが大事なのかなと思っております。

それから農地制度の新たな手立てということでは、近年、一般社会では相続それから経営継承、あと本当に多い認知機能の低下の対策として、民事信託というものが随分活用されているわけですが、農業関係者の方でもこれに取り組もうとすると、農地だけが扱えないというお話を聞きますので、そういうことを検討する時期が来ているのかなということ。以上、農地に関しての3点であります。

それから人に関しては、経営体の育成確保と認定農業者、それから農業が選ばれるための手立て3点、時間がないので申し上げたいと思いますが、経営体をどれだけ確保するかということがこれからの基本計画の最大の眼目で、農業法人については平成25年に10年間で5万法人を目指すということで、現在3万4,000ぐらいまで来ているんでしょうか。これをどうするのかということと、あともう一つ大事なことは家族経営です。

基本法の27条でも、家族農業経営の活性化ということがうたわれていますが、3つの切り口、進路があるのかと思っております。1つは法人化を目指す、2つは法人化を目指さないが雇用を入れていく、3つは法人化も目指さないし、雇用も入れない。特にその3番目に、どういうふうに位置づけるかということでもあります。

複式農業簿記のソフト開発や推進を会議所も一緒になってやってきましたソリマチさんのシンクタンクでは、所得税の青色申告をしている経営データの蓄積・分析をされていて、そこには1万1,000の経営体の蓄積がなされ、そのうち4分の1の2,700が経営体の事業主と青色専従者のみで雇用を入れていない経営体であります。その平均売上げは3,000万円ぐらいに達しているということで、このような経営体の支援ということをどう考えるのかということでもあります。そしてこのことは、農村政策や地域政策の観点でも、こういう経営体の確保目標を考える必要があるのではないかと思うわけでもあります。

この部会には市町村長さんがたくさんいらっしゃるわけですが、市町村の農業経営体が農業法人だけでよいということではないのかなと思います。地域に責任を持ち、根付いている家族経営体の確保なり、その目標設定ということが大事なかなと思う次第であります。

2点目の認定農業者ですが、本日の資料を見て若干奇異に思いましたのは、認定農業者、それから昨年の4月1日に法定化された農業経営就農支援センターの言及が一切ないということでもあります。認定農業者は22万経営体今いるわけで、言うまでもなく平成5年に基盤法が制定されて、認定農業者がスタートして30年以上経ち、市町村が農業者が策定した経営改善計画を認定し、それを達成する支援措置を講じるわけですので、マンツーマン体制で計画の進捗状況を踏まえた支援というものが必須ではないのかということです。

特に認定農業者の65歳以上がもう4割を占めているわけで、これの経営継承対策は待ったなしの状況なわけで、新規就農対策をここに直結させるような手立てが必要なのではないかと思うわけであります。

また新規就農者は、会議所でやらせていただいております新規就農者の就農実態に関する調査結果によれば、地域での他の農場者との交流がほとんどないということが3割以上あって、ぼっち状態になっているということを考えますと、新規就農者なり認定農業者の組織化を図り、そこに農業経営就農支援センター等の組織が連携を取って支援する必要があるのではないかと思うわけであります。現在認定農業者の組織は全国に24県しかございません。

それからあと雇用の話とかで、農業がそういう方に選ばれるための環境の整備は最大限必要であるという認識で、社会保険・雇用保険・労災保険適用の流れというのは当然で、そういうものを推進し

ていく観点が必要だと思うわけですが、ただそのための経過的な支援が必要ではないかということと、特に強調したいのは、今言った制度をすべからくその業務を農業経営体に強いるのは経営を圧迫しないかという懸念であります。

通常の企業であれば、そういうことは総務とか人事のセクション、いわゆるバックオフィス機能が受け持っているわけですが、特にこれから育成しなければならない農業経営体はそういう部分が脆弱なわけでありますので、農業経営就農支援センターを起点に、有償無償にバックアップ体制が必要なのではないかと思います。

あと労働基準法の一般適用については、もはや農業の特殊性を盾に適用除外を言い続けるのは、ちょっと他の業界と人の取り合いをする中ではしんどいかなと思っております。むしろ、一般適用をする中で、農業ならではの特例をどういうふうに模索していくのか。例えば変形労働を農業にふさわしい形でどういうふうに手当をしていくのか。その際、ドイツ等で実施されている労働時間貯蓄制度、そういうことも農業ならではのことで検討していく必要があるのではないかと思います。

最後に、22ページに経営基盤の強化ということで、農業法人の自己資本比率が低いことが明記されていますが、特に耕種の農業法人の経営基盤は脆弱であります。その原因の一つは、生産手段である農地を農業法人自らが所有していないということかと思いますが、農業経営の法人化において、経営者、農家の所有農地を農業法人に移転するような例は、まだまだ少ないわけであります。

これを踏まえますと、農地の現物出資なり、また農業法人への農地売却を促進する制度、今でも800万円の控除等の制度があるわけですが、さらに使いやすく拡充を検討する時期に来ているのかなと思っております。

以上でございます。

○中嶋部会長　ありがとうございました。

あと30分というところでございますが、この後事務局に御回答いただこうと思いますけれども、先ほど2巡目もありかなと言ったのですが、もしこの場で先に発言しておきたいという方がいらっしゃったら、御発言していただいてもいいんじゃないかと思いますが、よろしいですか。

それでは事務局の方からそれぞれ御回答いただければと思います。

○経営局長　今日説明した2人と、そのほかに知的財産であるとか、土地改良事業の話とか出ましたので、担当の方から順次話していきたいと思います。

私の方からは、まず今日、複数の人から地域計画のボトムアップとトップダウンの話がございました。地域計画については、我々も過去の人・農地プラン、そういうものの反省にも立っているわけですが、やはり土地ということに関しますと、我が国においてはやっぱり土地へのこだわりとい

うのが非常に強い社会でございますので、やはりそういった関係者がまず話し合って、現状をしっかりと把握するというプロセスを経なければ、集積・集約は難しいというふうに考えております。

現在やっていることについては、話をした上で、その地域にある農地というものを将来どういうふうに使っていけるのかという現状をしっかりと認識してもらおうと。その上で、地域の農業ビジョンというのをどういうふうにつくっていくかということ話し合ってくださいけれども、そこで稲垣委員の方からも白いところがたくさん出てくるとことは悪いことじゃないんだという御指摘ありましたけれども、そのとおりで、この地域の中だけでは将来農地が利用されないということをしっかり把握をした上で、ただおそらく地域だけでは解決できないということもありますので、そのときには、もうちょっと上の方から、もうちょっと地域を広くするとか、そういう中で外の人を呼んでくるとかという議論を、次のステップとしてやるが必要なのかなと。そういう意味では地域計画自体をこの3月末で終わりということではなくて、必要な見直しをし続けるということが必要かなというふうに考えています。

あとトップダウンの話でいろんな施策の見直しが必要で、内藤委員からも補助金の見直しとかそういう5haの上限とか、あと岡山の事例とか友實委員からお話をいただきましたけれども、やはり一人一人の話し合いで集積を全て行うというのはかなり難しいと我々も思っております。やはり成功事例を見ると、市町村であるとか、県であるとか、あと農業委員会等が参与して、ある程度の農地というのを集約するというところに行政も参入して、そこで外部から参入をしてもらうという取組というのは、これも過去の例もありますし、非常に重要なことというふうに思っております。

そういう意味では、特に地域別の分類の話もありましたけれども、条件が厳しい中山間ほど、そういった形である程度条件を整備した形で、外から参入して決めてもらうという取組をしっかりと進めていくことが必要かなというふうに思っております。

次に、今のも関係しますけれども、今回は構造が品目ごとの状況が違うんだということを説明をさせていただきましたけれども、ある程度、地域分類ごとの見直しというのにも必要なのかなというふうに思っておりますので、そこは検討課題とさせていただきたいというふうに思います。

また大橋委員、赤松委員から指摘ありましたけれども、おっしゃるとおりで、農業経営の将来の見通しというのを検討するためには、食料安全保障のためにどの品目をどれぐらい作っていくのかということと、あと品目をどれだけ生産性高く作れるのかということセットで検討する必要があると。我々の資料の中でまとめさせていただきましたけれども、そういった国の食料安全保障としての品目の生産についての目標というものと、併せて全然それを実現するために農業経営体をどういうふう育成していくのかということを考えていくということ、是非この基本計画の作成の中でしっかりと

やっていきたいというふうに思っています。

大津委員、また竹下委員とか、非常にいろんな方からも農業の魅力の話というのがございました。これも我々の資料の中でも課題として取り上げていますけれども、1つやはり農業に関するイメージが非常に悪いと。いろんなブラックな企業だと。これは労働環境の、労働関係法規の特例が多いというところも関係をしているんですけれども。そういった見直しというのは、他産業、建設業であるとか、運送業であるとかで行われていますので、農業分野についてもそういった見直しをするということが必要だと。ただ、それを実際に適用するための必要な支援というのも併せて考える必要があるだろうと。

あと、魅力を伝えるということについては、先ほど我々からも提案させてもらっているのですが、やっぱり経営の透明化というのが必要で、専門家は別に魅力というのはバランスシートで見ますけれども、農業の場合のバランスシートというのが本当に客観性がない。ある日突然倒産に追い込まれるけど、それまでそういう兆候はなかったわけですね。

あと一方では、コストを過剰に積み上げて、実態と比べてかなり収入が低いというようなこともあったりすると思いますので、やはり外の人に魅力を伝える。特にビジネスで融資をもらうとか、参入してもらうというためには、やっぱり経営環境の見える化というのを進めていくことが必要かなというふうに思っておりますので、このあたりも御指摘を踏まえてさらに検討したいというふうに考えております。

あと最後に時間軸の話がございましたけれども、今回、今することも含めて、5年間の基本計画の中で検討しなければならないことって、ある程度幅を広く持った形で引用させていただきました。その中で、山野委員からもセーフティネットの話もありましたけれども、これは長期的に見れば農業者も減りますので、あり方を検討しなければならないということで、5年間の中で何らかの検討を開始しなければならないというものと、地域計画の方に今オンゴーイングですぐさまやらないといけないという両方あるということについては、御指摘のとおりでございますけれども、そのあたりも基本計画の中では、時間軸もはっきり分かるような形で対応できればなというふうにと考えています。

最後に稲垣委員からもありましたし、最初に浅井委員からもありました。やっぱり農地の不在村化も含めた形での集約化、継承というものをもっと簡素化するということについては、我々としても検討しなければならない。その中での農地バンクの役割ということも非常に重要だというふうに考えております。これはただ時間を要する議論が必要かもしれませんが、基本計画の中の課題としてしっかり位置づけをして検討しなければというふうに思っております。

まず私の方からは以上でございます。

○技術総括審議官兼技術会議事務局長 それでは技術の関係につきましては、私の方から御回答したいと思います。

まず浅井委員から2点ございましたスマート農業技術の客観的評価、それから成功・失敗事例の正確な情報共有という点でございますけれども、これ浅井委員にも準備会合に御登壇いただきましたけど、スマート農業イノベーション推進会議という組織を令和7年度から本格稼働するということで、今準備中でございます。開発と普及の好循環をしっかりと生み出していくという目的で立ち上げますけれども、この活動の中で、情報の集約・整理、それから発信にしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

それから農業者と研究者の連携・交流を活発化させたらどうかという点でございますけれども、非常によいことだというふうに思っていますし、私どもも進めていきたいというふうに思っています。地の集積と活用の中という、産学官連携のオープンイノベーションの場がございますけれども、ここで多くのコンソーシアムが立ち上がっています。この中には農業者の方々もかなり参画をされていますので、是非浅井委員の御関心の取組についても、そういったことで具体的な活動ができないかということで、もう既に御存知の部分も多いのではないかと思いますけれども、取組を拡げていければというふうに思いますので、引き続き議論させていただければ幸いです。

それから、水戸部委員の方からは、規制緩和を含めたスマート農業の導入の加速化という御発言がありました。おそらく北海道において、非常に土地条件がよいところで、今後は、例えば自動走行農機が公道をまたいで圃場間移動する、そういったところもオートメーション化できないかというような問題意識ではないかなというふうに思いますけれども、現行の道交法、一部の農道で通行止め措置を講じることで対応可能になっておりますけれども、この点については今後の技術の進展も踏まえながら、規制面の検討も併せて行っていきたいというふうに考えております。

それから、大津委員の方からスマート農業、これはデータ管理がとても重要なんですけれども、ウェアラブル端末とかから自動で入力できるような、そういう農家の負担軽減のための取組が必要でないかという話がありました。おっしゃるとおりだというふうに思っていますし、直進アシストとか自動操舵の農業機械が増えていますけれども、自動でデータを取り込むことがかなりできるようになっていますし、衛星データの活用とか、そういった面からのアプローチも考えていきたいと思います。おっしゃるような御趣旨を踏まえて検討してしていきたいというふうに思います。

それから齋藤委員からは、スマート農業、これ単品の技術じゃなくて、経営全体できちんとコストを下げる、あるいは売上げを上げる、そういった全体を見た進め方が重要だという話がございました。おっしゃるとおりだというふうに思いますので、しっかりと指摘を受け止めて取り組んでいきたいと

思いますし、農研機構の技術で知られていない技術が結構あるのではないかと、これをしっかりとPRしていったらどうかというお話もありました。

おそらく齋藤委員の御地元で、乾田直播技術なんかかなり今進めていますけれども、結構まだ現場には知られていない状況ではないかという観点からの御指摘かというふうに思います。農研機構はSOPという標準作業手順書を作って、情報管理には気をつけながらしっかり現場向けの普及も行っておりますので、さらに御指摘を踏まえた取組、活性化をしていきたいというふうに考えております。

それから大橋会長から、今後の研究開発について、国と県の研究機関のリソースをもっと効果的に使っていくような、例えば集約する、一体的な取組を進める、そういうことが必要ではないかという御指摘ございました。この点についても認識は私どももそのとおりだと思っています。

国内の研究機関のリソースをいかに有効に活用していくか、生かしていくかという視点で、例えば品種開発でも品目の特性に応じて、国と公設試の役割分担、あるいはブロック単位で見えていかに品種開発を効果的に進めていくかという観点での連携のあり方、こういったところを実際、今足元で進めておりますし、品種開発以外についても効果的な進め方を検討してまいりたいというふうに思います。

最後でございますけれども、小針委員の方からの取組の時間軸の関係で、スマート農業技術について例示がございましたけれども、おっしゃるとおりでスマート農業技術、現に普及段階にあるものを、これはすぐに現場に導入していくということで、スマート農業新法の中でも、生産革新計画というのはすぐに現場に実装していこうという観点で計画認定制度を設けていますし、ちょっと先を見て開発を進めていく、そういったものは開発の方の計画で、5年間ぐらいをかけて重点開発目標という目標で位置づけた技術を、実際に実装レベルまで開発して、その後に普及していこうという道筋を描いておりますので、おっしゃったように時間軸の観点はしっかりと落とし込んで検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○輸出・国際局長 輸出・国際局長の森でございます。

浅井委員、井上委員、また宮島委員、林委員から、知的財産の活用について御意見を頂きましてありがとうございます。

私ども輸出を担当しておりますと、日本の農林水産物食品の強みの源泉は知的財産にあるかなというふうに痛感いたすところでございます。そういった意味で、知的財産を活用して、それで利益を得て、そしてまたそれを開発に再投資していくと、こういうサイクルを確立していくことが重要と考えてございます。例えば海外も視野に入れたマーケットインでの育種でございますとか、知財の適切な管理、そしてまたライセンスの設定と、こういったような取組をさらに進めていくための仕組みの整

備が必要であろうというふうに考えてございます。

また、公的機関の許諾料についてお話ございました。現在、我が国の公的機関の開発品種の多くは農業者に優良な品種を広く普及していくことを重視しまして、その経済的な価値に比べれば、低廉な許諾料が一律に設定されていることが多いということで、これは御指摘のとおりでございます。今後は、優良品種の開発普及に資するように、利用者に応じた戦略的な許諾料設定を推進する、こういったことを進めてまいりまして、新品種開発への投資を促してまいりたいと考えてございます。

○農産局長 農産局長の松尾でございます。

内藤委員の方から、果樹の改植の支援のお話がありました。御指摘いただいた支援で、これまで補助事業の中でも多くの生産者の取組を支援したいということで、一定の上限みたいなものをやっていた事業もございます。

今後、御指摘のとおり、やはり果樹の生産基盤の強化というのは非常に喫緊の課題でございますので、生産効率化等が期待される大規模化、こういった観点から事業運用のあり方についてよく見直して進めてまいりたいと思っております。

○農村振興局長 農村振興局長の前島でございます。

浅井委員をはじめとして何人かの委員の方々から、利用権の集約を進めるための簡易な農地交換分合の仕組みをつくるべきではないかというお話を頂きました。交換分合の仕組み自体は土地改良法に規定されておりまして、これは所有権、利用権、使用収益権、広く対象にしているものでございますけれども、基本的に交換分合が使われているケースというのは、所有権について使われているケースがほとんどというか、ほぼ全てではないかなというふうに思っております。

ただ、実際には交換分合というのは、要するにその土地の条件とかがほぼ同じようなもので、その所有者の方々の間で合意がなされるようなケースでないと、なかなか一対一で交換するということは成立しないですから、それもある程度使われる頻度は低いのかなと思います。

むしろ実際にいろいろと流動化を進めるために、そういう促進するような仕組みが必要ではないかということで言うと、利用権ということに関しては、正に中間管理機構、中間管理事業をうまく使うことによって、利用権をうまく具合にまとめていくということが可能であろうと思います。これがもし所有権ということであれば、やはり圃場整備に合わせて換地で集めていくということが現実的な解になるのかなと。制度的にはそういった道が用意されているのかなと思っております。

おそらくは、浅井委員の要望の肝は、そういったようなことをもっと強制的に、今日の部会の中で何度もトップダウンという話がありましたけれども、トップダウン又は第三者の力によって何かそういったことを進めていくべきではないかと、そういう御指摘ではないかなというふうに思います。

一方で、今まで杉中経営局長の方からもお話ありましたけれども、地域計画をはじめとして、やはり私たち例えば土地改良法などでも、土地改良事業自体は別に全員の同意を得なくても進めることはできるんですね。3分の2以上の同意があれば事業は進めることはできるんですけども、実際には皆様の同意を頂いた上で、同意を得られた部分について事業を進めていくというやり方を取っています。

これは、要はそれをやるのが結局は迂遠なように見えて一番近道ではないかというふうに私たち考えているからでございます。やはり地域の皆様のしっかり合意を得て事業を進めていく、また作物を集約化していくとか、様々なその取組というのを迂遠なように見えながらも、地域の合意を得て進めていくというのが、結局は一番近道ではないかというふうに考えているところでございます。

あと田島委員の方から基盤整備に当たって、その合意形成を取るのが大変。ソフト対策への支援もセットで検討すべきではないかというお話ございました。この点につきましては、おそらく御存知ではないかと思うのですが、圃場整備などの基盤整備に当たりましては、ソフトですね、合意形成のための支援というものを、事業の前2年間支援するとかというような形で、地域での合意形成を支援するような仕組みを設けておりますので、そういった面の御活用も検討していただきたいと思えますし、これからもそういった仕組みの充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○中嶋部会長 役所の方からほかに御発言、御指摘、コメントありますか。よろしいでしょうか。

それでは今のリプライと申しましょうか、役所の方からのお話を受けて、再度何か御質問なり御意見を。

では、浅井委員お願いいたします。

○浅井委員 ありがとうございました。

農村振興局長さんからのお話で、確かに地域の合意形成が全員で取れるのが理想なんですけれども、それをずっと続けてきた結果が今このような状態になっている。なので、やっぱりいろんな委員さんからもありましたけれども、やっぱりここで何か意思を持って将来の日本の地域を守っていくために持続可能な形にするために、何か新しい仕組みが必要なのではないかということを御提案させて頂いたんですけども。

なので、何かしら担い手への農地集積率という指標は非常に分かりやすく、今60%ですけど、80%にしていこうと。それをもう一段階踏み込んで、農地の集約、そして大区画化みたいなところも、何かこの基本計画の中でも目標を設定していただいて、そこに向けて各都道府県の農地バンクがそれぞれやっぱり温度差もあると思いますので、三重県みたいに頑張ろうというところはそこを一生懸命

取り組んでいただいて、そこに対して国としても何かインセンティブというか、優先的に何か土地改良が進んでいくような、基盤整備が進んでいくようなところを是非成功事例をつくっていただきたいなと思います。

それとあわせて、やっぱり農地バンクの方とお話をしていると、やっぱりリソースが圧倒的に足りない。三重県の場合でも僅か17人しか職員の方がいないんですよね。なので、やっぱり農地バンクは非常にこれから活躍していただかないといけない機能を持った箱だと思うんですけども、そこに人がいないとそれを進めるリソース全然足りていないようなので、そこも基本的には都道府県さんが考えるのかもしれないんですけど、国としても何か考えていただけたらありがたいなと思っております。

私からは以上です。

○中嶋部会長 それでは、杉中経営局長お願いします。

○経営局長 先ほどの話をもう一回補足をさせていただきますけれども、我々、地域計画で全て完結したというふうには思っていないで、その中で地域の話合いをしても、将来の農地適正利用というのが見通せないところというのはかなり出てくると思うんですね。その取りまとまった事実というのを元に、このままこの地域でいくとこうなっちゃうんだよと、それに関してもっと外の人に来てもらうとか、自分の土地のこだわりであっても誰かに使ってもらうということをやっぱり選択しないのではないかと、さらに引き続き話合いを続けるとか、その中には当然、地域全体の農業ビジョンというのを整合しないといけないと思いますので、新しい産地づくりと我々呼んでいますけれども、この地域ではどういうものをどの地域で作っていくんだと、ある程度そういうビジョン、これは実は農協なんかもつくっているんですけども、併せた形で使えないところというのは、市町村もしくは農業委員会、県なりが、もしくは国もしっかり支援をしながら、そういったところをある程度集約化をしていくというところに、やっぱり行政の介入がないと時間がかかるというのは御承知のとおりですので、そういうことをしっかりやっていきたいというふうに思っています。

その中で、農地バンクのリソースが足りないという御指摘もございましたけれども、これはおっしゃるとおりで、今回の基盤法改正の中で、農地の集約化の計画は農地バンクに一本化されましたので、そういう意味で、農地バンクがしっかりと活躍できるような体制整備については、引き続き検討してしっかり支援をしていきたいというふうに考えております。

○中嶋部会長 それでは、大津委員お願いいたします。

○大津委員 ありがとうございます。

今のお話を伺って、農地バンクがあのように地図の状態を整備されていったときに、先ほど齋藤委

員がおっしゃられたのかな、違ったらごめんなさい。今まで50年農業をしていた人が、これから先10年で急に変わるとかということが想像つきにくいので、シミュレーションも併せて、この農地を集約してここまで使えたら、もしくは産地を集約したらこういう未来が待っているし、使わなかった場合、もしこの使い手がいないまま放置されていくとこういう未来が待っているというような、GISだったりCADだったり、イメージを使っただけの合意形成というものも有効なのかなというふうに思いました。

以上です。

○経営局長 正に今、大津委員がおっしゃったようなことが、地域計画では将来地図と我々が呼んでいるんですけども、このままいくと10年後の農地利用というのは、どの人にどう集められるのか、もしくは全く集められないで放置される可能性が高いのかとか、そういうことを明らかにしておくことを目的としていますので、まず、おっしゃるとおり現状このまま行けばどうなるのか、どこまでできるのかということははっきり可視化するということが大事だと思いますので、そうした点をベースに、さらに今我々が問題提示した生産性が高い、集約化された農業というのをつくっていくというのを施策に上げていきたいと思っています。

○中嶋部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

今日は本当に長い時間会議を設定させていただいたので、途中で終わるのではないかと思いますけれども、たつぷりと最後まで充実した時間とすることができました。

私からはじめに、委員の皆様の間で意見交換を行っていきたいと思いますと申し上げたのですが、それぞれの御発言をするときに、ほかの委員の発言も意識しながら意見陳述していただいたことは、意見交換という形に実質上なっていたのではないかなと思います。それから最後、杉中経営局長とのやり取りが中心だったですけれども、役所との意見のキャッチボールみたいなものができ、大変充実したものになったのではないかなというふうに思っています。

個人的には、今日の議論の一番初めに、ある種の構造展望として、経営体の数があと5年でここまで減ってしまうということを改めて見せていただいて、それを前提にしたあらゆる政策の体系というものをもう一度考えてくださいという御提示をしていただいたことは、大変意味のあることだったのではないかなと思っています。

ただ、ちょっと気になるのは、この数字そのものがこのとおりになるかどうか本当にまだ分からなくて、もしかするともうちょっと楽観的な値もあるかもしれませんし、もう少し悲観的な値があるかもしれませんので、我々としては、特に悲観的な数字はどのぐらいのものなのかということは、心に留めておいた方がいいのかなという気もいたします。

いずれにしても、この数字が意味するところは、我々には時間が残されていない。スピード感のある施策の展開をしていかない、もう本当に間に合わないということなんですが、ただ、ここがゴールではなく、農業は持続的に、食は持続的に生産・運営していかなければいけないということを考えますと、この後の10年、20年、30年後が続くことも含めて、その経過点としてのこの2030年のあり方というものを施策としてどう設定し直すのが重要だという気がいたします。

ここである意味最適解を設けたとしても、その後法人は事業継承していかなければいけませんし、若い人を招き続けなければいけない。それから今若い方が就職するときに何を考えるかという、御自身がどう成長するのかということが一番大切にしているのではないかと思いますけれども、そういった人たちが10年、20年後にどう働くのかという展望も見せていかなければいけないという印象を持ちました。

地域計画に関しては、様々な御意見があり、私自身も今日は大変勉強になりましたけれども、今までこの取組がなかったわけですね。私が以前に関わった基本計画では、食料自給率の目標があり、それをどう達成するのかということで生産努力目標が示されていて、あとは、その基になる構造展望と、それからどんな経営があるのかという経営展望というのが示されましたけれども、どう実現していくのかということの理解はあまり進められなかったかもしれないと思っています。

先ほど大橋会長の方から、これをどう解像度高く施策を決め、考えていくのかというお話がありましたけど、地域計画が白地の部分があったとしても、それが全て明らかになったときには、最終的に目標とする食料安全保障の確保に向けて、日本全体でどのようにこれを変えていくのかということが一通り分かる立て付けになっているのではないかなという感じがしました。十分ではなかったかもしれませんが、その情報をもとに、2030年の段階でどこまで達成できるのかということは、我々としては確認できるのではないかと思います。

もう少し皆様からいろんな御意見を頂きながら、後半の議論にも結び付けていければということで、私の感想とさせていただきます。

どうも今日はありがとうございました。

それでは議論はここまでということで、最後に事務局から次回の日程についての御説明をお願いしたいと思います。

○政策課長 本日も長時間ありがとうございました。

次回の企画部会でございますが、11月20日の水曜日1時から農林水産省の講堂、こちらで開催を予定してございます。

次回のテーマは、我が国の食料供給に関して、品目の御議論をいただきたいと考えております。詳

細につきましては、調整がつき次第改めて御連絡いたします。

○中嶋部会長 それでは、これをもちまして本日の食料・農業・農村政策審議会企画部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後４時０２分 閉会